

令 和 3 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 1 回定例会 3 月 2 日 開 会
3 月 22 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和 3 年 3 月 12 日 (金曜日)

第 1 回南三陸町議会定例会会議録

(第 7 日目)

令和3年第1回南三陸町議会定例会会議録第7号

令和3年3月12日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者	三浦	浩君
総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
企画課震災復興企画調整監	桑原	俊介君
管財課長	阿部	彰君
町民税務課長	阿部	明広君
保健福祉課長	菅原	義明君
環境対策課長	佐藤	孝志君
農林水産課長	千葉	啓君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	及川	幸弘君
建設課技術参事 (漁港担当)	田中	剛君
上下水道事業所長	佐藤	正文君
歌津総合支所長	三浦	勝美君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	和則君

教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君
生涯学習課長	大森	隆市君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	男澤	知樹君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋	一清君
-----	----	-----

農業委員会部局

事務局長	千葉	啓君
------	----	----

事務局職員出席者

事務局長	男澤	知樹
------	----	----

議事日程 第7号

令和3年3月12日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第41号 業務委託変更契約の締結について
 - 第 4 議案第42号 業務委託変更契約の締結について
 - 第 5 議案第43号 町道路線の認定について
 - 第 6 議案第44号 町道路線の変更について
 - 第 7 議案第45号 町道路線の変更について
 - 第 8 議案第46号 町道路線の変更について
 - 第 9 議案第47号 令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第9号）
 - 第10 議案第48号 令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 第11 議案第49号 令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 第12 議案第50号 令和2年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 第13 議案第51号 令和2年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第14 議案第52号 令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第15 議案第53号 令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第16 議案第54号 令和2年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）
 - 第17 議案第55号 令和2年度南三陸町病院事業会計補正予算（第4号）
 - 第18 議案第56号 令和2年度南三陸町訪問介護ステーション事業会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

昨日の東日本大震災の追悼式、御参加をいただきまして感謝を申し上げます。

本日7日目の本会議でありますので、本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番及川幸子君、8番村岡賢一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会にお手元に既に配付しておりますとおり、町長送付議案1件が追加して提出され、これを受理しております。

次に、当局から議案第41号関係参考資料の追加提案がありましたので、お手元に配付しております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第41号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第3、一昨日に引き続き議案第41号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。質疑願います。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） おはようございます。細部説明いただいた上で追加資料ということで内容、内訳ですか、細かく頂きました。これを見ても推察できるとおり、志津川市街地の地区画整理事業、大変大規模な事業でありますと、減額幅も35億円減額と余り聞いたことがないような、当町のそもそもの当初予算で言ったら年間の予算の半分ぐらいの減額というかなり大きいものになっております。これぐらいの大きな事業を数年かけて動かしてきたとい

うことを言えば、そもそも減額であるとか増額であるとか何回もやっておりますので当初の設計から分からなかつたのかというようなことはよく聞かれますけれども、到底不可能だろうというのは十分に推察できる部分だろうとは思います。事業を進めながら細部に至る変更であるとか様々なトラブルを解決しながら復興事業を進めてきたというところには、多くの町民の皆さんも感謝している部分だと思いますし、そこについては一定の評価があつてしかるべきかなというふうに思つているんですけれども、この土地区画整理事業志津川低地部の市街地をしっかりと整備したということによって得られたもの、と言うとすごく雑駁な広い意味での質問になつてしまふかと思いますが、変更後ですから80億円以上の事業をかけて市街地を整備してきたわけですけれども、これをやつしたことによって当町によってどういったものが得られたのか。町民の皆さんにとってどういうものが確保できたのかということをまずもってお伺いしてみたいというふうに思つんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君）建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）ただいまの御質問、得られたものはという御質問でございますが、まずは低地部の町民の方々のなりわいの場が形成できたのかなと。それと併せまして、ほぼほぼL1堤と同じぐらいの高さまで造成をしてございます。ですので、ある一定の安全性についても保つことができたのかなというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君）後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君）町のにぎわい、低地部の利活用ということに関しては管財課も含めこれからしっかりと検討していくなければならないということは、先般議会でも様々な質疑の中で言われておりますし、ただ、その基盤はできたということだと思います。それと、安心安全な土地がようやく手に入った。その上で、もう一つ先ほど1回目の質問で申し上げたかった部分の裏として、職員の皆さんのが今までやつたことがない事業に傾注してきたわけです。そこから得られた知見といいますか経験といいますか、最初は手探りで何から始めたらいいかという時期もあったのではないかと思いますが、この事業を進めたことによってこういう場合にはこういう問題が起つて来る、こういう今までやつたことのない仕事をしたことによってこういう経験が得られたということもあるのではないかと思うんです。この場でそれを議論するという話はまた微妙なのかなと思いますが、考えたくはないですけれども、今後同じような災害が起らぬとは限らないわけですし、例えばこの町でなくとも日本のどこかで災害協定を結んでいるどこかの町にそういうことが起つるかもしれない。そのときに、うちの町の職員の皆さんのが先陣を切つてそういった次の災害に対応しなければならない町と

かにお手伝いをしにいくということは十分考えられるのではないかと思うんです。その辺りもう一度この10年という節目の、昨日10周年の追悼式がありましたけれども、我々この10年間に鍛えられました、だからこれから次の災害にもしっかりと備えていけますというようなまとめといいますか振り返りといいますか、そういったことも必要なのかと思うんですけれども、その辺り、町長なのか担当課なのか分かりませんがお考えがあればお聞かせいただきたいと思うのがまず1つと、今回はCMJV方式ということで今までとまた違ったやり方を使いました。町の職員の皆さんでこれを最初から最後まで動かし続けるというのはかなり無理があるというか厳しいものがあったんだと思いますけれども、CMJV方式を使ったことによる光と影といいますかよかつた面と悪かつた面というのはしっかりあると思うんです。その辺りも今どうですかというよりは、その辺りもしっかりと検討というか検証というかなされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。職員の得られたものということでございますが、議員おっしゃるとおり、これほど大規模な工事、それと区画整理という当町におきましてはなかなか経験のできないような事業、あとは高台造成とかいろいろな事業をミックスしながら事業を進めてきたわけでございますが、ですから、職員につきましてはスキルが上がっているというふうには感じております。ですので、今後、私が申し上げるべきことではないかもしれません、他市町村で同様な事案が起きた際には何らかのお手伝いができるのかな、経験を生かしてということでございます。

それと、2点目のCMJV方式のよかつた点・悪かつた点ということでございますが、総体的な取りまとめというのは今まだ精算の段階ですのでなかなかできかねてございますが、悪かった点としますと設計施工一括でございます。通常ですと設計をやってそれを工事に反映して工事発注ということで、何か変更事項等ございますとそこで若干時間を要してしまうというところがありますが、設計施工一括でございますので問題があると即応できるということで事業の早期の進捗が図られたのかなというふうには考えてございます。それと、これは悪い面ということではないんですが、なかなかオープンブック方式ということでございまして、それが原因で今回の多額の減額という要因にはなってはございますが、概略で工事を発注してその上で精算をするということで、そこの最終形がなかなか見えづらいというのが悪い点ということではないんですが、私として個人的に感じたところは最終的な金額がなかなか見えづらいというところがデメリットとまでは言えないんですが、そういうふうには感じ

ております。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）区画整理事業のみならず防集事業、あるいは災害公営事業、復興事業155事業取り組んでおりますが、いずれ町民というよりは国民に対してその一つ一つの事業がどうだったのかという評価書的な部分を来年度まとめることになっております。それぞれ、当然制度としての在り方も含めて評価するかどうかは今後検討しなければならないんですが、いずれいろいろな事業がミックスされたのが今回の震災の大きなことでもあったのかというふうに思いますので、しっかりと評価した上で公表をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君）後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君）職員の皆さんがこの震災の復興事業を通じて得た知見、経験、町民の皆さん非常に頼りにするとと思います。ですので、トラブルが起きたり町民の皆さん、住民の皆さん付近の工事の周辺で工事に対して不満があつたりとか行き違いがあつたりとか、そういうことがあつたときにもしっかりと対応していっていただく必要があるというふうに思います。それと、今企画課長がおっしゃいましたけれども、評価書まとめるという話で、それは私初めて聞きましたけれども、この復興事業などを進めていくに当たって国や県の制度の在り方、ここは障害ですよと、この法律の在り方おかしいのではないかということを現場サイドから声を上げていく。法律なり災害基本法なり災害救助法なりといったものを改革していくということに関して一番知見を持っているのは現場で働いていた皆さんなのではないかと思いますので、町民に対してしっかりと誠意ある対応をする、続けていくとともにひとつ大事ですし、町の外に我々はこういう経験をしましたということを発信していくということもひとつ考えていっていいのかと。10年と1日目を迎えた今日、思うこともあるのではないかと思います、その後半の部分、お考えがあればお聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君）町長。

○町長（佐藤 仁君）他地域での災害が起きた際にという御質問でございますけれども、我々震災のときに発災直後から兵庫県西宮含めて阪神淡路大震災で区画整理事業、いわゆる復興事業を担っていただいたそういうベテランの方々にうちの町に派遣をしていただきましたので、そういう意味では我々も手探りの状況でしたが、彼らがリーダーシップを発揮していただいて我々の復興事業のお手伝いをいただいたということです。したがって、今回我々がこ

のように10年たって復興事業が一定程度の終了を迎えるということになりました、他地域で災害が起きた際に今度は恩送りということで我々が他地域の支援をしていかなければならぬというふうに思っております。ただ1つ言わせていただきますと、それぞれの現場で制度の問題についていろいろ壁にぶち当たった10年間でした。その総括的なことも含めておとといの日経新聞の一面に私の取材を受けた内容が載っております。それが基本的には私がこの10年で感じたこと、そこをある意味日経の記者の方が受け止めて書いていただきました。そこは何かというと、基本的には政治というのがどういう姿であるべきなのかということについて述べさせていただいたことがおとといの日経に載っているということです。ですから、政治、それから覚悟を持って誰が中心になって臨んでいかなければならなんですか、地方なんですか、国なんですかということを含めて申し述べておりますので、どうぞ御覧をいただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番はもう既にこの議案についての質疑は終わっております。質疑は終わっております。何か聞きたいことがあるのであれば、後で建設課のほうに行って聞いてください。

9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺います。

おはようございます。まず117億円から81億円、約なんですか減で35億円の減ということでこれぐらいの大規模な埋め立てが必要だったのかと言っても今さらあれなんですが、たしか高台団地を造るために削った分で埋めるという当初の説明もあったみたいだったんですが、そのところを削った分で埋まったのか確認させていただきたいと思います。

あともう1点、なりわいということで先ほど答弁ありましたけれども、10年たって完成が数年前からはしているんですが、まばらな状態で、今後のことといいますかそこで伺いたいのは37ページの資料にあるんですけれども、水産関連のエリアということで写真載っていますが、こここの部分というのは本来グループ化などで復旧した施設などの分も利用するはずだったのではないかというそういう思いがあるんですけれども、その分、こういった水産エリアに入れば埋まったのではないかというそういう思いもするんですけれども、そのところお分りでしたら。同じく、商業施設の商業商店街近くはそれこそあそこ一画まるで特区みたいな状況で現在もなっているようなんですか、今後道の駅ができる近隣、しおさい通り等のなりわいの回復、現在懸命に取り組んでいるようですか今後ある程度回復していくのか。させていかなければならぬんでしょうから、そこの分の考え方といふか伺いたいと

思います。あともう1点、細かいことなんですけれども、企業努力だったのかどうか分から
ないんですけれども交通誘導員の減ということで当初の予算から3分の1しか使われていま
せんでした。これに関してはどのような形なのか。例えば都市型の復興スタイルという都会
でやったような見積もりで見積もったからこのように減ったのか、その点の説明をお願いし
たいと思います。最後もう1点なんですけれども、35億円の減ということで精算した上でこ
のように出たんでしょうけれども、そこで伺いたいのはせっかくの35億円、企業努力等いろ
いろで減ったんでしょうからその1割でも基金としてなりわい回復等に充てられないのか。
そういう制度があるのかないのか、その点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、すみません、1点目、4点目、5点目についてお答えを
させていただきます。

1点目、盛り土でございますが一部県工事等々の部分では購入土という部分もございますが、
基本的には区画整理エリア、これの防集団地からの発生土で賄ってございます。今手元に詳
しい数字がないんですが、約300万立方メートル弱ぐらい入っております。他事業も含めます
と500万立方メートルを超える土量となってございます。他事業につきましても防集団地等々
から出た土を多分に御活用をいただいておるというところでございます。それと誘導員の減
でございますが多種多様な事業、事業主体もそれぞれ違うという部分で錯綜して工事をして
きたわけですが、ある意味、その辺の他事業との調整等々で役割分担的なものとか、あとは
各工事現場の工期の短縮等々によりまして当初より大分誘導員の数が減ったというのは事実
でございます。それと5点目でございますが35億円の件、1割でもいいから基金に積めない
のかというお話ではございますが、これは今回は交付金事業の性質上余ったものについては
国のほうにお返しをしなければならないということでございますので、そういう制度となっ
てございますので、あとは考え方として35億円ほかの事業に使えないのかというような考
え方もあると思うんですが、これはひも付きの予算でございます。使う使途が決められてござ
いますのでほかの事業への流用もできないというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） にぎわいの部分のしおさい通り付近につきましては先般も特別委員
会等で説明いたしましたが、現在こここの活性化を目指して調査事業を行っておりますので、
その報告を受けた上で町が先導的に取り組む部分もございますので、いずれ活性化を目指し
て取り組んでいく考えは変わってございません。それと水産の関係、私もよく分からない

んですがエリアとすれば水産関連のエリアというふうな定め方をしておりますので、ここが民地でもありますので一概にこうだということはなかなか言えませんが、そういう目的のために土地利用計画を定めて整備をしたというものでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 高台団地を削った分ということなんですかけれども、そこで300万立米、ほかを合わせると500万立米というそういう説明あったんですが、本来今となって言うのもあれなんでしょうけれども、復興の形としては例えば田舎のほうは平らなところも多いので今後のことを考えると削らなくても平らなところをある程度利用するというそういう考えは10年遡って考えた場合、できなかったのか。その点、再度確認させていただきます。

あとは交通誘導員の件に関しては、それにも3分の1しか使われなかつたということは先ほどの課長の説明ではある程度分かるんですけれども、具体的な見積もり方とかどのようなあれだったのか。再度もう少し詳しく。例えば現場が近くで一緒に誘導したとか、そういうことも先ほど説明にあったのかどうか分かりませんけれども、その点、再度簡単に確認させていただきます。

あと、余った分どうにかということであれしたら課長の答弁はひも付きの予算でどうしようもないということでしたけれども、そこを法に触れない形でひもを伸ばせる方法というのかそういうものは関連などの事業なりあれで伸ばせる可能性というのは今後探れないのかどうかを確認させていただきます。

あと、水産エリアに関してなんですかけれども、具体的な例言いますと入谷に向かう途中に結構大きい工場とか何かが多分グループ化で復旧なったと思うんですけれども、ああいった施設が本来だったらこの水産エリアに建つのではないかというそういう思いがしたものですから、その点、時期がどうしてもいち早く復興するにはびらっと建てなければならなかつたというかそういうことだったのか。いろいろ事情があると思うんですけれども、本来こういった81億円もかけてならしたところに私は作るべきだったのではないかというそういう単純なというか思いがしたものですから、そのところの確認をお願いしたいと思います。

商店街の区画の近くの再生というなりわいということなんですが、10年たって今の状況なので今後かなり特色ある形で取り組む必要があると思うんですけれども、そのところを再度確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず1点目でございます。高台、平場を活用して余り土出さないよ

うにできなかったのかということでございますが、基本的には浜浜も含めまして地区の方々と御相談をして高台のついの住みかとなる場所を決めてきたという経緯がございます。それもございますし、議員御承知のとおり当町はリアス式海岸特有の起伏の激しい地形でございます。平場というお話でございますが、なかなか平らそうであっても、例えばの話なんですがこれは伊里前の中学校上団地でございます。比較的中では平らなのかなと思いますが、私の記憶がちょっと不確かで申しわけございませんが、それでも15万立米程度の発生土、造成するのに出たやに記憶してございますので、なかなか当町において高台の平場を確保するというのはかなり困難だということでございます。

2点目の誘導員につきましては、いろいろな各種事業入ってまいりましたが区画整理事業は区画整理事業単体でも動けるようにその辺の予算確保等が必要だということで、予算確保の意味合いも込めまして復興庁さんのはうから予算をつけていただいてございます。それが、結果といたしまして他事業との調整であったりあとはCMJVさんのはうの工夫であったり、そういうしたもので経費削減に努めた結果として受け止めてございます。

それと3点目の35億円、何とかならないのかということでございますが、復興10年目ということで今現在、二、三年前からだったかと思うんですが、国のはうから使わない交付金は返してくれということで順次返還をしておると思います。今現段階でほかに活用というのはなかなか困難だということでございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 水産関係の工場等がこの区域以外に建つ状況については、それぞれ事業者さんの自分の所有地であったりそういったものもありますので、諸事情ございますので一概にどうのこうのと言えるものでもないとは思うんですが、町とすれば当然このエリアにそういう水産関連の工場が建ってほしいという思いは当然ございます。今は建っていないですが、今後において新たに進出する事業者さんがそういった部分に水産関連であればこの土地に誘導して図っていくといった方向づけになろうかと思います。

それと、しおさい通りも含めたにぎわいの部分、なりわいの部分ということでございますが、現在さんさん商店街と言いましてもあそこは町有地です。いずれ自分のお店、あるいは事業所をどうするかという考える時期というのはそれぞれあると思います。そういう中で自分の土地がしおさい通り付近にあればそちらを選択するか、あるいは商店街にとどまるか。そういう選択なども今後出てくると思いますが、そこは改めて自分の土地を利活用できるようなサポートも少し考えていかなければなりませんし、これは少し時間の経過を見ないと

今現時点でああだこうだと言える状況ではないのかなというふうに思います。

それと、残ったお金を基金とかにしたらどうかというお話もありますが、先ほど建設課長が申し上げましたとおり 1 つの事業をやるために目的で事業費というものを復興交付金で獲得して使って、残った部分は当然事業目的というのは限られておりまますので、国庫への返還ということで補正予算でも最終的な返還を取りまとめて国庫に返納するという手続を組む予算を計上しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 最後、簡単に確認させていただきます。先ほど削った分の埋め立てということで、リアス式海岸というそういう答弁ありました。伊里前の上のほうでも15万立米削ったというそういう答弁もありましたが、そこで伺いたいのは私は思っているのは中央団地はどうしてここの役場の近くの団地みたいに全部平らにならなかつたのか。もしかすると削り足りなかつたのか、それとも団地をする上でああいった坂というかそういった部分を望んだのか。その点だけ最後確認させていただきます。

あと、35億円は全部当然というか返すというそういう答弁は分かりました。そこで簡単に伺いたいのは、今回この土地整理なつたところに今後事業を起こす場合にこれまでのような補助体制というかとれるのか、とれているのか。その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 中央団地がなぜあのような形になったかということでございますが、当然ながらまちづくりする際に地区の方々と御相談をさせていただきながら進めてまいったというのがまず 1 点ございます。それと、事業の予算確保の段階でいろいろ国のほうとの予算折衝等々の関係もございまして、あとは中には某団地におきましては当初概略の図面を書きました。それで予算を計上いたしたところ、そんなにかかるのではまかりならんということである意味計画をもう 1 回作り直した団地もございます。そういうたある一定の制約があったというのもございますし、あとは中央団地に限らずですが選ばれた土地の地形に合わせて現状のような整備になったということで御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） いま一度質問を。

○9番（今野雄紀君） 今回この埋め立てたところに今後事業というか何か建てたりする場合に補助というかその体制を伺いたいということで質問しました。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それではお答えをさせていただきます。

今までと同じという内容がどの内容を指すか。例えばグループ補助金等は多分今後収束の流れになっていくと思うので、町が持っている制度は当然にそこは継続をしていきますので、そういった制度の活用というのは継続されると思います。あとは、実は企業がビジネス、事業をする際の補助というのは本来制度として余り多くはないんです。どちらかといいますと、融資制度を活用していただくとかそういうものの流れが中心となっていきますので、当然にそこはそれぞれの皆さんの御事情がありますので御相談いただいて最適なものを御紹介できるようには今後も努めてまいります。

○議長（三浦清人君）ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）今回の都市計画の中で気になっている部分が十日町、そして本浜、そして天王前、この辺の更地が大分多いような私は気がしていますが、ここには私有地と町有地が点在しています。私有地の今後の動向として、そういったよい情報は入っているのか。あと、町の土地利用計画、その3か所の中には町の土地もたしかたくさんあったと思うんすけれども、その辺の利用をどのように今後考えているのか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君）管財課長。

○管財課長（阿部彰君）町有地の利活用につきましては、先日行われました特別委員会のほうでも若干御説明させていただいているところではあるんですけども、今町有地、公募して隨時公募という形でやっておりまして、御希望のある方々に対しては土地の賃貸、売却という形で進めさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（三浦清人君）千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）その進めている手法というのは分かるんですけども、なかなかここが整備されてから私の換地も整備されて4年、今年になりますが、なかなかその姿が見えてこない。水産業者が自分に換地された土地をそこで海から離れた場所に作業場とか今作っている状況の中で、個人の換地された土地の利用が今管財課長だと思うんですけどもその説明だけではなかなか納得できない。なぜかというと、いつまでたってもこの更地は更地のままかというのが大きな私は不安しております。あと、先ほどの答弁で町の土地に関しても点在していると思います。その辺の土地利用をどのように考えているのか。あと、300坪とか400坪とか広大な土地を換地を受けたところはなかなか自分で何かするという方向が見えてこない。そのときに町のほうで土地利用として仲介でどこかの企業が来たらそういった話をつなぎでその住民の人たち、この換地された土地の人たちとそういった仲介というような形も町のほうでは考えているのか。その辺、もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 今議員おっしゃられたような形で、町の土地に関しては大きくまとまった土地というのは今公募している中では余り多くはございません。区画整理地の端とすればあれですけれども、両端部分に収まっているという形の状況で、その中でも大きい土地としましては今の農協のガソリンスタンドの南側になりますけれども、T38街区という区画がございます。そちらについては今後まとまった土地という扱いで企業誘致の場所として賃貸契約を進めたいという形で考えております。なお、詳細につきましては商工観光課のほうから説明していただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） ここに限らず全般として企業誘致という観点で話しをさせていただくとすれば、おっしゃるとおり、まとまった土地というのが絶対的に必要になってくるということになるので、そこは私有地も含め町有地も含めた検討というのは絶対的に必要になってくるんだろうというふうに思っています。一方で、単に働く場の確保ということであれば新たな事業所を誘致してくるみたいなところの取組というのは非常に重要性はあるんですが、一方町内の環境を見ますと慢性的に労働力不足になっているという状況にもあります。そこに大きな企業さんを誘致するということであると、当然に考えられる問題として人手不足が発生することもありますので、そこは今後の推移を見ながら、また土地の規模感、必要な流れとかを見ながら進めていきたいというふうには考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今観光課長のほうから話された働く場の確保ということで、それでもそれに関して水産業関係で働く人がいない。今の現実がそうだと思うんですけども、今後町の人口拡大とか子供たちが地元で残って働ける環境をということではそういう場も確保しないといけないと思います。ただ、今現在都市計画の中でこの広大な更地の土地が埋まらない今までこれから何年それが続くのかというのが私は不安です。そういう中で、大変かもしれないんですけども、企業誘致は絶対必要だし遊休地、遊べるような場所、それで利益を得るような場所も何とか町にあればにぎわいが戻るのかと私は思っています。そして、先ほど南町とか十日町、本浜関係ありますが、さんさん商店街には多くの車が止まってそこからハマーレのほうに行くときの道路というのは何もなくて殺風景で、これが南三陸町の復興なのというような見方をする方もいます。ですから、志津川市街地かさ上げした土地、あれを有効に使えることが復興の大変なことかもしれないんですけども、復興のあるべき姿かな

と。努力は町のほうでもしていると言っていますが、その辺の活用と町の取組、これというのは避けて通ることができない部分だと思いますので、その土地の所有者、なかなか地元にいらない土地の所有者がいます。そして換地で土地をもらってもそこで何をするというあてもないのがいろいろな話を聞いた上で私は換地された住民の考え方だと思います。このままだと更地は更地のままだと思いますので、最後にその換地されて町を離れた人たちの今後のこの土地についての考え方、町で把握している範囲でもっていいですので、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 私有地とそれから町有地の混在地等も実際区画としてはございます。一部の事例とすれば、アップルタウンの土地につきましては町有地とそれから私有地が混在している区画であります。そういうまとまった土地を必要とする企業の方々にあっせんしていくといった形が今後とられていくものと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第42号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

改めて昨日の追悼式に議員の皆さん方に御参列を賜りまして厚く御礼を申し上げたいと思います。昨日の参列者の方々の総数や約1,100人ということになります。追悼式の後に密を避けるという思いだと思いますが、追悼式終わった後にたくさんの方々が献花に訪れていただいたということです。これもひとえに10周年というそれぞれの皆さん方の思いがあったのかなというふうに思います。議員の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、ただいま上程されました議案第42号業務委託変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は南三陸町震災復興祈念公園整備事業に係る業務の業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第42号業務委託変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書53ページをお開きください。

契約の目的、南三陸町震災復興祈念公園整備事業に係る業務でございます。

契約金額、変更前14億4,279万円、変更後13億6,686万4,732円。7,592万5,268円の減額でございます。

契約の相手方、独立行政法人都市再生機構宮城震災復興支援本部でございます。

議案関係参考資料2冊のうちの2、40ページをお開きください。

こちらのほうに事業の概要を変更の内容ということで記載をさせていただいてございます。減額の主な要因ということで、現地の状況に合わせたコスト縮減等ということで3,600万円、具体に申し上げますと公園中央部の築山ございます。約2ヘクタールございます。築山の表面を当初は安定性が悪いのではないかということで客土を吹きつける予定としてございましたが、造成をしてみると結構安定しているということで客土吹きつけを取りやめたことによる減ということでございます。その他実施設計精査に伴う減といたしまして4,000万円、主なものといたしますと種子吹きつけです。そちらのほうの単価等が思ったよりも安かつたということで、その他のものも含めまして約4,000万円の減、合わせて7,600万円の減となっておるものでございます。

41ページ、42ページのほうに変更業務仮契約書のほうを添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

今回13億6,600万円の変更ということで、築山の上が安定したということで分かったんですけれども、そこで伺いたいのは今回祈念公園なんですけれども、10年ということで私のところにも今回ではないんですけれどもこれまで追悼及び鎮魂という形では板碑のようなものに犠牲者の名前があったほうがという声が私のところには結構届いています。そこで今後ずっとこのままでいくのか、どこかの折で改装というんですか改築するようなことがあるのかないのか。その点、確認をお願いしたいと思います。

もう1点、志津川地区の祈念公園、このように13億6,600万円かけて立派になったわけですが、そこで考えたいのは先ごろ戸倉地区にもついにといいますか祈りの場が1000年後をうたって作られました。その最終的な予算というか幾らぐらいだったのか確認させていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 名簿、犠牲者の方々の名簿碑を作らないのかという御質問かと思いますが、今までいろいろ議会等々でも御議論いただきてきているところだとは思いますが、いろいろ住民の方々の御意見であったり町の内部での調整であったりということで、名簿碑については設置をしないということで名簿安置碑ということで今現在整備をさせていただけてございます。今後、名簿碑作る予定はあるのかという御質問でございますが、現在のところございません。

戸倉の祈りの丘につきましては今手元に資料ございませんので、企画課のほうから予算のほうをお答えをいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 詳細持っていないんですが、工事費で大体1,600万円ぐらいだったと記憶しております。ただ、それに設計費等を含めますと2,000万円を超えるぐらいの金額であります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 板碑のようなものは現在考えていないということですけれども、それでしたら見たい人が見られるような形で中に紙に書いてあると普段は見られないと思うんですが、そこで昨今ITが関係進んでいますのでデジタルで何か見られるようなそういう方策も今後考えられると思うんですけれども、そういったことは検討できないのか確認させていただきます。

あと、戸倉地区に関してはあの部分やって1,600万円というそういう答弁で分かりましたけ

れども、片や13億6,600万円、片や1,300万円、それはそれでいいんですけども、何もお金をかけねばいいという問題ではないんでしょうが、戸倉地区の皆さん納得してそのようになったんでしょうから、ただ、予算的なものとしてこれしかかけられなかつたのか、諸事情あると思うんですけども、そのところの確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）祈りの丘の名簿につきましては保健福祉課長が後で答えますが、いずれデジタル的に見せることについては検討しているところでございます。それと、戸倉の祈りの場の部分については戸倉地域のコミュニティー推進協議会とこれまで協議して、場所的なものも含めて協議した上で進めてきておりますので、議員おっしゃったとおり、金額の問題ではないという部分で静かに手を合わせる場所としての整備であるということを踏まえますと、お金をかけねばいいというものでもないですし、静かに手を合わせる場所としては適当な場所であるというふうに認識しております。

○議長（三浦清人君）保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君）それでは、名簿の閲覧ということでお答えさせていただきますと、現在原本については確かに祈りの丘の中に格納させていただいております。そのほかに副本を、これはコピーしたものになりますけれども、複数作って所有してございますので、見たいという方についてはこちらの事務所に来ていただくことになっておりますが、そこで御覧いただいております。デジタル化につきましては先ほど企画課長がお答えしたとおりでございますので、今後1つの検討材料として考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君）建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）今の戸倉地区の祈りの場ということで、今後伊里前地区にも整備の予定となってございます。それと、今回整備しました祈念公園につきましてはこれは地区のことではなく、南三陸町としての鎮魂祈りの場ということでございますので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君）今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）名簿に関しては複製があるのでそれを見せられるということなんですが、今後道の駅ができる道の駅ではリアルなものを見せるのではなくデジタルの形いろいろな体験、VR、AR、やるようなんですけれども、そこで川向かいの祈りの場の上当たり、現場というか築山の上あたりでそれが確認できるような形でも私はいいのではないかと思う。私というかそういうことも考えられるのではないかと思いますので、今後検討で

きるかどうか再度伺いたいと思います。

戸倉地区は、戸倉の地区の方たちがしたのではなく南三陸町として作ったというそういうことで分かりました。そこで、場所としてということなんですかけれども、私も遅ればせながらつい先日確認させていただきました。言いたいことはいっぱいあるんですけれども、1つだけ絞らせていただくと町長が宇宙を持っていった桜の種を植えたということで立派な説明書きがあったんですけども、ただ、桜を植えた場所が1000年とも言わず結構巨木になると思うんです、そのまま息づけば。そうした場合にあそこの狭いというか大丈夫なんだろうかというそういう、下手すると崖っ縁に作ったような仕掛けになるのではないかと思いまして私としては理想的なことをこの場で言わせていただければ、戸倉小学校の跡地とか今商店街ではなく復興防集の団地ができた当初計画のあったごみが埋葬されていたというそういう見晴らしのいい場所に作るべきであったのかと思いましたが、そういった案は戸倉の協議会の皆さんとか当局としては考えはなかったのか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 完成した後に今野議員いつもそういうふうな発言をしますが、もう少し今野議員も地域の方々に交じって地域の方々がどういう考え方であの場所に作る、あるいは設置をする、そういう考え方を少し中に入ってお聞きになつたらいかがでしょうかと思って私は聞いておりました。常に今野議員は私はこう思う、あなたのためにやるわけではないんです。あの地域の皆さんのためにやっているんです。だったら、ここでこういうお話をするのでしたら事前に地域の方々と意見を交わしながら、それからあの桜、寄附をしていただいたのはワンアースという方でございますので、そういう方々がみなさんで共通理解を持ちながらあそこにやったわけですので、今野議員のためにやっているわけではないということだけは申し上げておきますので、その辺はひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 場所の関係につきましては今町長がおっしゃったとおりですでそれ以上申し上げませんが、桜の植えた周りのスペースなんですが、ワンアースさんのはうで20メートル掛ける20メートルという規定がございまして、それをクリアするようなスペースにというのが沿岸部統一的な企画で行っておりますので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 4回目ですから。

暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

議案第42号の質疑を続行いたします。

質疑願います。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 3点お伺いしたく思います。

この震災復興祈念公園、完成したことなんですかけれども、面積が6.3ヘクタール、それ相当の大きな面積だと思います。設備もいろいろ設置されていますが、年間の維持管理費幾らかかるのか、その辺を確認したく思います。予算書の土木費の公園費のところに該当するのかとも思うんですけれども、水道とかあるいは電気、それから清掃とかもろもろの費用が継続的に発生するかと思います。維持管理費が幾らかかるのか、年間で。それをお聞かせいただきたいと思います。それが1点目。

それと40ページの右側平面図がありますが、防災対策庁舎のところの表記が震災遺構と書かれています。防災対策庁舎は震災遺構という取扱でいいのか。その辺を確認したく思います。

それと、防災ベンチということで1基設置されているということですけれども、非常に災害時に有効なベンチであるということで取り外せばかまどになつたり、今後災害時には有効に使えるようなベンチのようです。ここに1基設置されるということですけれども、ほかの公園にもこの防災ベンチ、設置したほうが被災地として今後防災減災に前向きに取り組む南三陸町というイメージを出すのであれば防災ベンチ、ここだけに限らずいろいろなところで設置するのもいいのかなと思うんですけれども、防災ベンチ、どうでしょう、幅広く展開できるのかどうか。その辺りもお聞かせいただきたいと思います。以上、3点お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 維持管理費のほうにつきましては当初予算のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

それと防災ベンチということでございますが、防災ベンチにつきましては今後危機管理という部分もございますので、総務課のほうと御相談をさせていただきながら検討をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 防災庁舎は震災遺構という解釈でいいかという質問ですが、どの課。企画課長。

○企画課長（及川 明君） 図面の表記の仕方だと思うんですが、東北地方整備局が定めています震災遺構にはなってはございません。ただ、震災祈念公園全体につきましては震災遺構という位置づけでの登録になっております。

○議長（三浦清人君） 総務課長、防災ベンチ。

○総務課長（高橋一清君） ここの場所が、例えばさんさん商店街に観光客で来た方などが本来は高校やあるいは小学校の避難所に避難するんだということ分からぬままに近くの高台に避難して、ここに滞在するような状況が起きたときにベンチの中に救援物資といいますかそういういった資材が入っているわけですけれども、そういうものが他の地域に必要とされる場所がどういったところであり得るかというところを少し考えて、有効であれば検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 維持管理費は予算のところでということでした。

それと防災ベンチ、指定避難所が多々あるわけですけれども、ここは被災したところということでここに学習に来る人たちも多いわけで、先進地としてこういった取組も前向きに進めさせていただきたく思います。

震災遺構、返答が何か曖昧な感じではっきりしないということでよろしいんですか。町としては決定はしていないけれども東北地方整備局としては震災遺構という取扱をして、その辺り、もう一度説明いただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 説明が仕方がちょっと悪かったようですが、町として震災遺構という定めの概念を持って何か遺構を指定しているというものはありません。震災祈念公園につきましては全体を東北地方整備局が定めている東日本大震災の震災遺構として登録はされていいる、高野会館と同じでございます。ここの表記は私は何とも言えませんが、便宜上分かりやすく表現したのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 企画課長、今のお話ですとどこの課がそういうふうな感覚でこのようにしたということになるの。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 表記の仕方につきまして適切でなかったかもしれません。この場を借りましておわびを申し上げたいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 現在所有権は宮城県にあるかと思います。宮城県はどういう捉え方をし

ているのか、震災遺構として宮城県はとっているのかどうか。その辺りも御存じでしたらお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 宮城県におきましても町と同じで、県としての震災遺構という定めはございません。東北地方整備局が沿岸部6県を統括する形で各県・各町の震災遺構というものを登録する。広域的にやっている事業での登録は震災祈念公園が高野会館と併せて当町では2つの施設が登録されているというものでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 7,600万円ほど減額して震災公園が完了したというようなことであります、今後いろいろな方々が利用されると思うんですが、町民の方々からこの公園についていろいろな要望が出ることが予想されると思います。今後その要望されたことに対応をどのように考えているか。

それから、ポンプの排水事業3,300万円ほどあるんですが、どのような内容なのか。そして停電のときの対応というのはどのように組み込まれておるか。その2点。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 祈念公園の町民の方からの要望ということでございますが、内容によりまして対応できるもの・できないものとあるかと思いますので、要望があった際には検討をさせていただくことになろうかと思います。それと、ポンプにつきましてはどうしても通常時の内水排除等はできるような状態にはなってございますが、どうしてもグランドゼロということで位置的に低いということでございますので、たしか私の記憶がちょっとあれですが、時間40ミリメートルだったかと記憶しておりますが、ぐらいの水、この公園全部の水が集まつてくるわけではなく一部どうしても防災対策庁舎付近に集まるエリアがございますので、そこの水をはけるような状況になってございます。それと、停電時ということでございますが、停電時等につきましては非常用発電機とかそういうものが設置されてございませんので、そういう場合につきましては緊急的に外部からたしか配線できるように仕組みとなっているはずでございますので、発電機等を持っていって対応するということになるかと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 震災公園としていろいろな考え方を持っている方がおられるようあります。いろいろと利用してみて、いろいろな恐らく要望が出てこようと思いますので、真摯

に受け止めて対応していただきたい。

それからポンプでありますが、いつ起こるか分からぬ災害ですので常に切り替われるよう^にすぐ対応できるように、今後整備できるものであればそのような対応を整備したほうがよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） これの、ここに限らずということになろうかと思うんですが、適宜対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7,500万円の減額なんですけれども、ここは全体には祈念公園と称しますけれども都市公園とメモリアルゾーンということですみ分けがあったわけで、そのすみ分けの全体の工事費があります。この工事費のURさんですのでその辺の内訳をすぐでないといいでないのでこの今議会がやっているうちにこれの詳細を出していただきたいのが1つと、それから先ほど同僚議員も言っていました。排水ポンプ3,300万円ありますけれども、今後起これり得る災害を想定した場合、また、津波だけではなく大雨、そういうものを危惧した場合、ポンプだけではなくこの工事に絡めて常に八幡川に抜けるような工夫を考えられなかつたのか。なぜこれを言うかというと、上から水というのは降ったものが流れてくると低いところにたまるのが当然なので、今後ともそういうもの、入ったものが抜けない、そういうことが懸念されるので、ポンプだけではなく八幡川に抜けていくそういうことを想定しなかつたのか。今工事が終わって云々って言われそうですけれども、私はこの19号のときポンプアップしたということはその工事が途中だからそういうポンプアップしてまで排水したのかという感がしたわけです。永久的にこのポンプを設置してやるとなったら今後起これり得る災害に不足ではないのかと思われますので、その点をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 2点目は私から答弁させていただきますが、震災前の役場の位置、それから雨降ったとき、駐車場もそうですが、あそこ雨降ると河川の水面がぐっと上がってしまって、いつも役場とか病院の裏とかああいうところが冠水をしているんです。ですから、川の水位が上がると水が抜けない、そういう構図になっているんです。ですから、今回もあそこに抜かそうと思っても川の水位のほうが高くなりますので抜けないんです。ですから、ポンプアップということにしたんです。一番詳しいのはお隣の佐藤正明議員が震災前に市場のところでよっしう水かきをしておりましたので十分詳しいと思いますので、後で佐藤議

員から詳しくお聞きいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 整備費につきましては後ほどお示しをさせていただきたいと思います。ポンプにつきましては、まさに今町長答弁のあったとおりでございます。ですから、予備的という話をすると語弊があるかもしれません、そういう事情もありましてポンプを設置しているということでございます。通常の雨につきましては当然ながら内水排除できるような構造となってございますし、先ほども申し上げましたが、ポンプに集まつてくる集水エリアというのは祈念公園全体ではございません。一部でございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私は歌津の人間だからそこはある程度隣の議員に聞けと言われましたけれども、合併した当時は分かります。そういう地形なんだということは分かりました。そして町長はなおそういうところに合併前に建てた防災庁舎、そういうところに防災庁舎建ててよかったですのかという論点になりますけれども、それは別の問題なのでいいんですけども、そういうことを十分承知しながらしていてこういうやつたということに私とられるんですけども、水が入った水を抜かすのに今あの地形だと高校からの全部周りがかさ上げなって高校に行く通路から何からみな乗ると抜けるところがないんです。だから、そういうところも考慮していかなければならぬと思うんですけども、果たしてこのポンプアップしただけでそういうものが解消できるのかどうか。その辺をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 今公園の話をしているので、高校生が何で雨降ったときにここの公園の下のほうに下りなければならないか全く私理解できません。ポンプアップの件については課長から答弁させます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど来申し上げておりますが、通常時の雨につきましては防潮堤、祈念公園周辺に関わらず当然内陸より高いところは多々ございます。これは海岸の防潮堤も同様でございます。樋管という内水を排除できる施設はこの公園の付近にもございます。その辺をお間違ひのないようにお願いをしたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 2点お伺いしたいと思います。

私も志津川のまちづくり協議会の中で当初から参加していたんですが、祈念公園の整備の形が大体まとまってからは参加しなかったというのが現状ですが、当初のこの震災復興祈念公園に関してはいろいろなしつらえを奈良女子大の宮城教授、そして今東大の教授という話を聞きましたが、当初の考えとこの祈念公園の構造物に関して変化とかそういったのはあったんでしょうか。その辺、お聞きします。

あともう1点は、南三陸町は高齢化がどんどん進んでいって家族をなくしたおばあちゃん、おじいちゃんが祈念公園に行きたいと言ってもなかなかあそこの上まで上がれないんだというような話も聞きます。うちの父親も連れて行ったんですが、なかなか防災庁舎までたどり着けなかったというのが現状です。そういうことを考えた場合にそういう高齢者が北側の駐車場、あそこに行って車から降りてすぐ手を合わせられるような環境、祈りの丘のほうに向かって手を合わせる。そこに何か小さい慰靈碑とかそういったのを建てるときも花を添えられる、そういう環境を作る考えは町のほうにはないのか。その辺だけお聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当初の計画からの大きな変更点ということでございますが、基本的にはないものと思ってございます。細部につきましては詳細詰めていく中で細かいところで変更になった部分はあろうかと思いますが、あとは基本的には地区の方々等とも御相談をさせていただきながら、宮城先生にはリーダーシップといいますかその辺でもお手伝いをいただいてきているというところでございます。

それと祈りの丘に上がるすべが、確かに大変かとは思いますが、時間の道ということでスロープ等も設けさせていただいてございます。確かに高齢の方、上まで上がるには大変かとは思いますが、車椅子等でも押したり電動でないとなかなか大変かとは思いますが、上まで上がっていただけるようなしつらえにはしてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 祈念公園の整備に当たっては私の記憶している範囲では中橋を渡ってからすぐに道路があって、旧市街地の写真板のようなものがあそこに掲示されて、その上に祈りの丘がありますが、そのときに中橋を渡ってすぐに津波襲来の時刻ごとの変化をそこで表すというような形の考えがあったような気がするんですが、そうするとまちづくり協議会と宮城教授の間の中で今後いろいろなことが話し合われてそういった方向になった。大体予定どおりに進んでいる。そういう課長の説明ですが、それで間違いないということですね。分

かりました。昔の資料をもう一回読み解いて、この辺はもう一回聞きたいと思います。

あとは高齢者、家族が亡くなつてどこに行くかといつたら南三陸町復興祈念公園、これというのはよりどころの私は場所だと思って町長はじめ南三陸町であそこを整備したと思うので、それが高齢化が進んでいって高齢者が行きたいんだ、手を合わせたいんだと言ってもそういった環境が整つていなければ、その辺考慮して考えていくべきだと思うので、まだまだ祈り続ける、10年たつたから終わりではなく今後も、昨日の追悼式典でも言つていましたが、10年だ、10年たつたら終わりということではない。これからまた始まるという方もいますので、その辺、環境整備、祈りの場、その辺もう一度住民の意見を聞いて整備を考えほしいと思います。その辺、もう一度お願ひします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど別議員からも御質問ありましたように、御要望があつた際にはかなえられるものはかなえていきたいと思いますし、内容にもよりますのでその時点において検討させていただくということで御答弁をさせていただいてございます。

それと時間の道のスロープですが、議員も現地行かれておるかと思うんですが、プレート等時系列で表示のほうは現地のほうにさせていただいておりますので、御確認をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 町道路線の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第43号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第43号町道路線の認定についてを御説明申し上げます。

本案は県道払川町向線から町道寄木線に接続する路線を新たに町道認定したいため、道路法

第8条第2項に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第43号町道路線の認定についての細部説明をさせていただきます。

議案書54ページをお開きください。

路線名、伊里前支線。起点でございます。歌津字田表5番1地先。終点、歌津字伊里前178番3地先。幅員につきましては4メートルから11.6メートル。延長につきましては726メートルでございます。

議案関係参考資料2冊のうち2、43ページをお開きください。

そちらのほうには今回の認定路線の位置図、具体に申し上げますと県道払川町向線から寄木橋までの間でございます。44ページにはその詳細の平面を添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。13番山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 課長の説明でありました伊里前支線ですが、なかなか現地を確認する機会といいますか私も実は現地を何度か確認はすることが可能でしたので確認を改めてしてみましたが、県道払川町向線が今皿貝のほうに、この起点が田表ですか、田表を起点にこのオレンジ色というか赤色、このマーカーで示されているところなんですが、これは通常の車両、一般生活路線として利用ができるものかどうか。まずその点をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、おおむねの位置を申し上げますと県道町向払川線から西光寺さん、それから寄木橋のほうまで行けますが、までは車両での通行は可能でございます。それ以降、寄木橋までの間につきましては歩専路と呼ばれます歩行者の専用の通路ということになります。なぜかと申し上げますと、防潮堤の上を走っていくということでございまして、なかなか道路法に基づくような道路線形にはなっていないというのが一つと、それとBRTであったり45号線であったりということでなかなか見通しが悪いというのが一つ、それと町道寄木橋線の付け根のところでございますが、位置が45号線

に寄っているというのと、あとは歩行者の通行帯にもなっているということもございまして、こちらのほうにつきましては歩行者専用というような位置づけとなります。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 今課長の御説明ですが、寄木橋までの河川に沿った河川堤防のこの路線も確認をしました。確かに狭くて幅員もそのとおりで一般の車両は不可能であろうかなと思いながら、実は今ここに震災前は住宅がございましたが、残るは現在のお寺のみであります、またこの寺に関する方々にも確認をしましたが、今課長がおっしゃったB R Tの架橋下を越えて寄木橋までの通路はその点から歩行者用ということでしたね。しかしながら、お話を聞きますと軽トラ1台ぐらいは制限があっても一方通行ですか、そういう形で通行はできるのではないかという話があったわけであります。現地に行きますとともに安全柵もされてはいない。河川に沿って寄木橋に向かうまでの安全柵もされていない。これはどういうことなのかと思いながら今確認を兼ねてお伺いしました。ただ、そういう方々もおりますので軽トラ1台ぐらいは寄木橋のところまで一方通行なりで走れるのではないか、利用できるのではないかという声もありますので確認をさせていただいたわけですが、ここはあくまで歩行者の道路ということありますね。もう一度お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 寄木、西光寺ちょっと過ぎた辺りから寄木橋までの間に關しましては確かに幅員的には車両が通れるような幅員となってございますが、平面線形、縦断線形が道路に適した形にはなってございません。特に寄木橋の付け根につきましては、当然ながら今回認定に当たりまして県、あとは交通管理者であります警察署のほうとも相談をさせていただいた結果として一般車両を常時通行させるのには適さないという御判断をいただきまして、やむを得ず歩専道とするものでございます。それと、堤防沿いの安全柵ということでございますが、これは県の河川事業のほうで歩行者用の転落防止柵を設置していただけることとなってございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 歩専道ということで建設課長の説明、分かりました。私も2年前ぐらい、あそこを通ったときに車で橋の下までは行けるんですが、その先はなかなか行けなかつた状況にありました。そして、河川堤防の上を車は歩けないけれども人は歩くというようなことを当時聞いた記憶があります。そのときに河川堤防からの転落防止のガードレールではなくてもそういういった柵はつけるのかというような話もしたんですが、今建設課長の答弁ですと県

のほうでそういったのも整備していくんだというような話でしたので、その辺は安心しました。安全な設置、その辺をお願いしたいと思います。

あと、今回の質問を聞きたいのはこの場所というのは学校の伊里前小学校、歌津中学校の通学路としての役割を果たしているのか。この辺だけお聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 建設課といたしまして、そういった可能性も考慮いたしまして、あと西光寺さんへの徒歩での行き来ということ等も考慮いたしまして、県さんのほうと協議をさせていただいた上で町道のほうに認定をさせていただくということとしてございます。通学路の指定等に関しましては教育委員会のほうから御答弁をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 伊里前小学校の通学路として令和3年度はバスを使うんですけれども、3年度中に学校長が通学路を指定するに当たり今議案となっているような場所も含めて適正かどうかを検討していくということにしております。河川堤防の上を歩かせるというところについては非常に判断が悩むというところで、学校とは実は話をしておりました。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 令和3年度に通学路として適切かどうかを学校側と協議するということだと思います。事故があつてからでは遅いので、その辺は確実なP T A、学校、町も含めたそういった議論必要だと思います。あと、西光寺さんまでの仏事などの地域民が通る道路、その辺、最初は遠回りして不便だというような話を聞きましたので前の質問のときにその辺を聞きました。そして、今回できるということで伊里前の高台の土地からここを通ってお寺まで行ける。これは地域民にとっては重要な道路として私は早期こういった形で完成できたということはいいと思っています。ですが、通学路というような話をしましたが、この道路を使う生徒さんは何人ぐらいいるのかと考えたときに、そこを通ってくる徒歩で歩いて通学する子供さんの住宅というのは意外と私にとっては見当たらないような気がするんです。田表から道路沿いに建物があるかどうかということを考えた場合に、だから、徒歩通学というのはあそこ無理なのではないかという感じで考えました。先輩方から今いろいろ指摘されていますが、とりあえずその辺が徒歩通学、その辺の生徒さんたちの存在というのは町のほうでどのように把握しているのか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 中在方面からの児童数は確かに少ないと思います。ただ、学校

長が通学路を指定する場合、歩道があること、それから住宅等がある程度あって駆け込める場所があるというようなことなども重要なポイントになると思います。人数としては分からぬんですが、おおむね10人ぐらいなんだろうと。そのほとんどが歌中、上団地とかに住宅が移っておりますので少ない人数であっても徒步通学をするというふうになった場合は安全の部分をしっかりと確認をした上で指定するということにならざるを得ないと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） いろいろ前議員の話の中でも出てきました。この中で住民の声が結果的には住民の声が届かなかつたのかなと私解しますけれども、担当課のほうはどうでしょうか。当時の要望が多かったんです。そこを併用するようにということ、西光寺があるから併用して使いたいということが町にも届いていたはずですけれども、それが結果的にこういう形になったということは住民の声が届かなかつたのかと解したいわけです。それでいいかどうかということが1点。

それから、ただいま通学路の関係ですけれども、河川の上だから通学路には適さない。もちろん、安全面を考えた場合そうだと思われます。そうした場合、ここを利用する人たちちは高の人たち、中在、上沢、払川、樋の口というようなそういう高地区の人たちが通学路として使うわけですけれども、いざここを使えなくなると今ある道路を使うと落沢線なんです。以前から私言っていたんですけども、工事の関係で使った道路落沢線、修繕しないんですかということを聞いたらいまだにしていないわけですけれども、あの落沢線、通学路と使った場合、車走るにとても危険な状態です。担当課のほうからも行って見ていただければ分かりますけれども、側溝もない、そして路肩も危ない、凸凹、大変な状況でございます。今後これを通学路として使う場合にはここを修理修繕することを考えていくのかどうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問、住民の声が届かなかつたのではないかという御質問でございますが、従前よりここを葬列等を組んで通れるようにはしてほしいという点に関しましては私も承知をしてございます。ですから、一応最低限歩専道ということで歩行者の方々お通りいただけますので、葬列等については組んでいただくことは可能なのかなと。葬列組む際によく荷物とか積んで軽トラックが後ろからついてくるというようなことがよくあろうかと思いますが、その辺につきましてはこの場で、私交通管理者ではございませんので明確にはお答えはできませんが、場合によっては交通管理者、警察署のほうにお届をいただ

ければ一時的に通行することは可能かもしれません。全く住民の方の声を無視しているわけではございません。

それともう1点、この河川堤防は災害復旧事業の中で県さんが施工してございます。それを町でああしてくれこうしてくれというのはなかなか、事業の性質上困難だということもございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。落沢線の通学路ということでございますが、申しわけございませんが先ほどと同様で通学路の指定云々というのは当職のお答えするべきものではございません。ただ、現地の路線の状況は承知してございますので適宜修繕等々、維持管理に努めてまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（三浦清人君） 昼食のため、休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後00時01分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

議案第43号町道路線の認定についての質疑を続行いたします。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 課長の答弁では協議をしたんだけれども河川高、護岸の上を歩くようになったという最終的な結論のようですが、この場で少なくとも歌津の議員は共通認識持っています。というのは、途中で……。

○議長（三浦清人君） 質疑を続けてください。茶々入れないように、あたりほりで。何だと思っているんだ。

○7番（及川幸子君） 途中で河川高が高くなってきて、あそこ要望したのが道路をつける要望だったんだけれども道路あれではつかないのではないかとあそこを通って歩く同僚議員と話していたんです。前課長なんですかけれども、最初からあそこできる予定なのでできますと言われて同僚議員もそうだ、そのようだというようなことを私は聞いております。そうした中から私たちはここに町民の代表と思ってここに臨んでおります、代弁者として。当時皆さん町民の人たちからは葬儀に参列できるそういう道路を造ってもらいたいということが要望だったので、それをずっと維持してきました。河川敷の上を道路を歩くような道路を造ってくれとは言っていないんです。それが今ここに完成してそこが県に言ったんだけれどもこうなってしまった。そういうことを言われると本当に非常に胸が苦しくなって何なのとそういう思いがいたします。県との協議はいつどのようにしてなされたのか、その辺お伺いしますし、先ほど最初に申し上げた確認しますけれども、この42ページの委託費の中のこれではどんぶ

り勘定のような私から言わせればそういう……。ごめんなさい。それは今前のこととそれを言ったのですみません。今度は落沢線の関係なんですけれども、ここでも皿貝道路を造るダンプが通ったので落沢線も後で工事終わったら後で直しますというようなこの答弁で、議事録にもそのことが載っていると思います。ここでそのやりとりもあったので、今度はそこをここが通学路にすると危ないので今残っているとすると落沢線、高の人たちが来て落沢線を通るのか、必然的かと思われるんですけども、そうなった場合、今後の計画としてあるのかないのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 県との協議ということでございますが、県のほうには防潮堤の上を歩かせるようにしていただきたいということで御相談をしておるということでございますし、先ほど午前中の答弁の中でもお話しをさせていただきましたが、葬列等通ることは可能でございます。お間違いないように御認識をいただければと思います。それと、道路をつけるという回答があったというお話でございますが、大変恐縮でございます、私そこまで承知してございませんが今回、ですから、県も国道も災害復旧工事でございます。エリアが限られてございます。構造も限られてございます。地区の方々の御意見とすると、ですから最低限葬列が組めるようにということで葬列は通れますし、ハマーレ南側の仕様の関係で地区の住民の方々にお集まりをいただいた際にもそういった御質問がありまして、同様的回答をさせていただいておりますが、今の議員のような反対といいますか何でこうなったんだというような御意見はございませんでした。

それと、落沢線でございますが直さないとは言ってはおりません。今後、維持管理等の中で適切に管理をしていきたいということでお答えをしてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私は道路を葬列を組むとかそれも大事ですけれども、河川敷を道路として使用することが希望として出されていないということです。通学路にもならないもの葬列したって危ないでしょう。同じ人が行き交うんです。だから、どうして護岸の脇に道路がつかなかつたのかとそこを言っているんです。誰も最初から護岸の上を葬儀のとき歩くのに護岸の上を利用するなんて誰も分かりませんでした。今結果論でこう来ていましたけれども、普通の人だと道路というと本当に普通の道路を歩く道路を考えます。それなのにこういうふうに護岸の上を歩くというような歩かせるというようなそういうことに疑問を抱くわけです。町民はそういうところを誰も望んでいないんです、最初から。それがいつの協議でこうなっ

たのかということ、私そこを聞いている。いつの時点でそういうふうになったんですか。道路が護岸の上を歩くようになったのはいつの県との協議でなく国県の協議でなったのですかということを問うているんです。そこをもう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議員、大変恐縮でございますが、現地御確認されたことございますか。防潮堤と国道の下部工の間にスペース、道路つけるほどのスペースがあるとお考えでしょうか。だとすると、私非常に疑問でございます。当初、何年前だったか分かりませんが、防集等の説明と一緒に県国からたしか伊里前地区での説明会だったと記憶しておりますが、この路線に関して御質問といいますか説明がありまして、多分橋の下を、防潮堤の上を通るような形にはできますというお話は確かにその時点であったはずです。議員もし御出席なさっていればお聞きになっているはずだと思います。

○議長（三浦清人君） 続きは、そっち、そっちっていうことないな。やってください。
ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

先ほど来のやりとり聞いていまして、道路をつけるスペースのないところを苦労して設計したということは分かったんですけども、そこで伺いたいのは車が通れない区間があっても町道と認定できるのか、その点。もし、通れないんでしたら2つに通れる部分までと通れない部分の2つに分けて認定すべきではないかと思うんですけども、そのところを確認お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回、その問題がないということで1路線として上程をしてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 先ほど言うように苦労して設計なさったと思うんですけども、そこで例えば通れない部分は県の管理道路みたいな形での設計は難しかったのか。その点確認させていただいて終わりとします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まさに議員おっしゃるとおり、県の河川の管理用の通路を町道の認定とさせていただくということでございまして、これはほかのところにも兼用堤ということで県の防潮堤の上を道路にしている市町村さんというのはたくさんございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号 町道路線の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第44号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第44号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は国土交通省が施工する国道45号道路改良事業等の進捗に伴う町道港線の起終点の変更に関し、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第44号町道路線の変更についての細部説明をさせていただきます。

議案書55ページをお開きください。

路線名は港線でございます。起終点とも変更となるものでございます。旧起点が港字港136番1地先から138番1地先に変更となります。終点につきましては港124番地先から港107番地先に変更となります。幅員については変更はございません。延長につきましては106.3メートルが165.1メートルとなるものでございます。

議案関係参考資料2冊のうちの2の45ページをお開きください。

こちらのほうに新旧の位置図ということで青が旧、赤が新ということで位置図を上げさせていただいてございます。もう1枚おめくりをいただきまして、46ページには新旧路線の詳細を掲載をさせていただいてございます。以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお

願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここはまだ護岸整備が終わっていない地区だと思われますけれども、県との協議が終わっているのか。ここが訴訟になるような問題のあるところなんですかけれども、それらは回避してあるのか。町の工事が県工事もありますけれども併せて工事がどの程度進んでいるのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいま議員おっしゃる県工事がまだというのは45号線の多分付け根、あとはもしくは45号線から上流側のお話かと思いますが、確かに一部まだ施工中ということはございますが、町道として通行ができるようになりますし、今回の路線認定に関しては港川の気仙沼側の新しく45号線ができるんですが、そちらの工事を行うために認定、町道の認定がえをするというものでございます。確かに県工事、まだやっている箇所はございます。町道のほうは通行できるようになったので、今回変更するということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今地区でもいろいろこれについて問題があつて決まっていないようなところを今急いで町道認定にしなければならないそういう理由が何なのか。工事もまだ終わっていないし、ここを整理なつていないと整理終わってからでもいいのではないかと思われますけれども、その理由をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申しわけございません。御質問の意味が理解できません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここの護岸堤河川県の工事もまだ終わっていないそういう中で、この町道だけをここだけを認定がえしていくというのはいかがなものかと。県工事も終わった上でやるべきではないかということです。そして、この地区の人たちは問題を抱えております。そうした中でここを町道認定していくということは強硬策ではないかと思われるから質問するわけですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 言っている意味、分かりましたか。建設課長、質問の意味分かりましたか。（「分かりません」の声あり） 分からないようです。

先ほどの建設課長のあれば反問権に当たりまして、1問につき1回になっているんです。こ

これは一般質問なんだけれども、こういう議案の中でも反問権は許されるんですが、今2回目の反問権みたいな形になっているので。暫時休憩します。

午後1時26分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議員の御質問につきましては場所を勘違いをなさっているというふうに今認識をいたしました。今回、町道の新認定に関しましては45号線の新港橋にかかれば港橋と言うんでしょうか、その気仙沼側を工事をする必要があるので港の方、今回この認定をしないと家に行けなくなるということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結をいたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号 町道路線の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第45号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第45号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は本町が施工する西戸橋橋梁災害復旧工事の進捗に伴う町道西戸線の起点の変更に関し、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求める。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第45号町道路線の変更についての細部説明をさせていただきます。

路線名、西戸線でございます。起点の変更でございます。起点が館の下33番1地先から大畠31番7地先に変更となるものでございます。延長につきましては旧が1,718.8メートル、新1,743.3メートルでございます。

議案関係参考資料2冊のうちの2、47ページをお開きください。

こちらのほうに今回の変更となる路線の位置図を示させていただきたいございます。1枚おめくりをいただきまして、48ページにつきましてはその詳細について掲載をさせていただきたいございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑願います。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ確認お願いしたいと思います。この参考資料47ページ、今回変更なった路線は舗装なるということで以前確認したんですけども、そこで伺いたいのは、この参考資料の西戸川と真ん中に書いてある以前の仮の橋までの区間は今後も町道扱いになるのか。その点、確認お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回、旧路線につきましても川沿い、今回橋を集約して1か所にするということで地区のほうの御理解もいただいているところでございまして、旧路線につきましては河川部の終点付近、転回場等設けて転回できるようにしたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） この西戸川と書いてある部分の以前の路線も同じく西戸線になるんでしょうか。その点だけ確認お願いしたいんですけども。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。今現在西戸線がこういった認定でなっておりまして、旧西戸川という矢印のある路線、今手元に資料がございませんので路線名正確にお伝えできませんが、後ほど確認をしてお知らせをしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後でよろしいですか。

ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第46号 町道路線の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第46号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第46号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は本町が施工する竹下橋右岸取付道路災害復旧工事の進捗に伴う町道竹下線の起点の変更に関し、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第46号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

議案書57ページをお開きください。

路線名、竹下線でございます。起点の変更でございます。旧、門内46番4地先から門内52番2地先に変更となるものでございます。幅員につきましては4メートルから24が4メートルから28.7メートル。延長につきましては176.7メートルが290.6メートルと変更となるものでございます。

議案関係参考資料2冊のうちの2、49ページをお開きください。

変更となる起点の位置等を位置図として添付をさせていただいてございます。もう1枚おめくりをいただきまして、50ページには詳細を掲載をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀

君。

○9番（今野雄紀君） 先ほど課長は門内（モンナイ）という呼び名ではなかったので一応確認ではないんですけども、門内（モンナイ）ということで昔から言っていましたので、それで伺いたいのは起点のところから橋までの間なんですけれども、そこは舗装になるのかならないのか。その点、確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 舗装につきましては昨日の御質問にもありましたように、新しく起點の変更となる部分までは舗装となる予定でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号 令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第9号）

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第47号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま上程されました議案第47号令和2年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明を申し上げます。

今補正につきましては21事業を繰越明許費として計上したほか、東日本大震災復興交付金返還金の一部を計上するなどしたものです。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第47号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第9号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページを御覧願います。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ54億1,915万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ390億4,120万2,000円とするものです。

補正額を加えて、通常分が約113億4,300万円、率で29.1%、震災分が約276億9,800万円、率で70.9%となります。年度末に大きく増額する補正予算となっておりますが、交付を受けた東日本大震災復興交付金の精算のため返還が多くを占める形となっております。

次に投資的経費の割合ですが、予算全体で見た場合、普通建設事業と災害復旧事業を合算して196億5,100万円、率では50.3%となります。これを通常分だけで見た場合、11.7%が投資的経費が占めております。

次に3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。補正に関わる款項ごとの構成比を申し上げます。

1款町税3.5%、2款地方譲与税0.2%、7款地方消費税交付金0.7%、8款環境性能割交付金ゼロ%、地方交付税18.8%、分担金及び負担金はゼロ%、使用料及び手数料が0.6%、国庫支出金が41.2%、県支出金が2.2%、財産収入0.7%、繰入金27.3%、諸収入0.8%、町債1.9%、補正されなかった款項に係る額が2.1%で、トータル100%です。

続きまして歳出を申し上げます。

議会費0.3%、総務費12.4%、民生費5.0%、衛生費3.6%、農林水産業費7.8%、商工費1.0%、土木費3.5%、消防費1.7%、教育費2.6%、災害復旧費33.7%、公債費3.5%、復興費21.6%、予備費3.3%、トータル100%でございます。

今補正は年度末の整理予算でもあります。令和2年度の各種事業において事業の実績見込みから予算残の生じたものを整理するとともに、それに係る歳入予算も併せて整理するものとなっておりすることから多くの項目は減額補正となっております。ただ、東日本大震災復興交付金の返還に伴い、その部分だけ大きく増額となっているのが特徴でございます。詳細は後ほど御説明いたします。

8ページを御覧願います。

第2表の繰越明許費であります。令和2年度事業で年度末までに完了することが難しい事業について、財源をつけて翌年度に繰り越す事業でございます。各事業において記載の金額を繰り越すことになりますが、ここでは完成予定時期を申し上げます。

それでは上段から、仮庁舎解体事業から完成予定時期が令和4年3月、松崎団地保全事業が令和3年9月、道の駅建設事業令和4年2月、戸籍システム改修事業令和3年4月、コロナウイルス対応赤ちゃん特別給付金事業令和3年の4月、漁港施設等機能保全計画策定事業令

和4年3月、海岸保全事業令和4年3月、漁港施設機能増進事業令和4年3月、水産基盤整備事業令和4年3月、新道新設改良事業令和4年3月、台風19号令和4年3月、漁港施設災害復旧が令和4年3月、公共土木施設災害復旧令和4年3月、台風19号公共土木施設令和4年3月、震災伝承施設展示制作令和4年3月、農山漁村地域復興基盤整備事業令和4年3月、漁業集落防災機能強化事業令和4年3月、漁港施設機能強化事業令和4年3月、八幡川西側環境整備事業令和4年3月、漁港照明施設設置事業令和3年9月、駅前広場整備事業令和4年3月となってございます。

次に、10ページを御覧願います。

第3表地方債補正、今回は追加が2件と変更が8件ございます。まず、追加は地域総合整備資金貸付事業4,167万6,000円は特別養護老人ホームに対する貸付けに充てた地方債の借換えでございます。もう1件が減額補填債、限度額800万円でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る地方消費税交付金及び地方揮発油税の減収に対するもので、令和2年度限りの措置として減収補填債の対象税目に加えられ、来年度以降の償還額は普通交付税で100%措置されるというものです。

次に、11ページを御覧願います。

事業実施等に伴う地方債の変更であります。廃棄物処理施設整備事業は限度額の差額で申し上げますが、200万円の減額。こちらはクリーンセンターのコンベアの更新に充てたもので、事業実施見込みに合わせて減額となっております。次に、し尿処理施設整備事業減額の400万円、衛生センターの設備更新に過疎対策事業債を充てているもので、事業費には変わりないのですが過疎対策債の枠の調整によって減額となったものであります。続いて、漁港整備事業の減額7,440万円減額となります。これは補助率の引き上げに伴い起債額が減額となったものと、県が事業主体となる2種漁港の整備に対する負担金について県が事業の一部を実施しないこととなったため減額となったものであります。次に、消防防災施設整備事業減額740万円、南三陸消防署の救急車更新や歌津出張所の消防ポンプ車の更新などの事業に充てたもので、実績により減額となったものであります。学校教育施設整備事業は限度額増額の2,204万4,000円、今年度実施を予定していた名足小学校体育館の改築工事実施計画について今年度は基本計画のみとし、一旦1,500万円ほどを減額し、旧戸倉小学校体育館の借換えの分で3,700万円ほど増額を行うというものでございます。それから臨時財政対策債、御案内のとおり交付税の代替財源として配分されるものでありますが、令和2年度分については増額2,450万円、それに合わせて限度額を更新するものであります。公共土木施設災害復旧事業は増額470万円、

中橋上部工の増工によるものであります。最後に農林水産業施設災害復旧事業は皆減で510万円、台風19号に係る林道災害復旧事業に充てることを予定しておりましたが、事業に係る補助金が事業完了後に交付されることとなったことから、地方債についても一旦減額とするものであります。

次に、予算のほうの細部説明をさせていただきます。15ページ、歳入を御覧願います。

さきにも申し上げましたが、年度末の整理予算という部分で多くは減額をするものでございます。したがって、説明は増額部分を中心にさせていただきたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

1款町税2項1目固定資産税5,119万円の増、こちらは設備などの投資が大きく当初の見込みに比べ償却資産に係る税額が3,300万円ほど増えていることが要因となっております。

10款地方交付税2億1,787万5,000円の減額、令和2年度の対象事業の減額に伴う震災復興特別交付税の減額でございます。

19ページ、14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金社会福祉費、児童福祉費、それぞれ実績に応じての増減となっております。3目災害復旧費国庫負担金1節農林水産業施設災害復旧費農林水産業施設災害復旧費負担金4億3,207万4,000円の減額、漁港整備事業で現年度分で施越事業となるため令和3年度の歳入となる国庫負担金分が11億2,000万円減額となり、同様に令和元年度事業分で施越となり令和2年度会計に入る国庫負担金分が6億9,000万円増額となりまして、差し引き4億3,000万円の減という調整をさせていただきます。

21ページに入ります。

15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金744万2,000円の追加は扶助費の増額に伴うものでございます。

22ページ、15款2項4目、めくっていただき23ページの3項の水産業費補助金181万円の増額は保全計画の事業量が増加しまして、それに伴う補助金の増額で525万円は漁港のかさ上げ事業等への補助金が増額されたものでございます。

24ページ、16款1項財産貸付収入2目利子及び配当金、基金運用の利子について増額いたしております。

25ページ、16款財産収入2目不動産売払い収入土地売払い収入、町有地売払い収入で1億1,849万9,000円、これにつきましては主に県の河川災害復旧事業に関連して売り払うもので、それから移転促進団地売払い収入が3,876万円の増、こちらは一般公募に係る各団地の売払い収入となっております。

18款繰入金2項基金繰入金の中の6目復興交付金基金繰入金、補正前で31億7,000万円ほどを予算計上しておりましたが、今年度の基金は廃止となり国に対して今年度予算において返還する必要があることから56億5,700万円ほどを計上し、補正後の額を88億2,700万円とするものでございます。

26ページを御覧願います。

12目財政調整基金繰入金、新型コロナウイルス対策等で繰り入れする予算計上しておりますが、今補正では災害復旧費負担金の年度間調整に対応するため追加で6億8,000万円を繰り入れることとしております。

28ページの町債につきましては、先ほど第3表で申し上げたとおりでございますので割愛させていただきます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。29ページを御覧ください。訂正いたします。歳出に入らせていただきます。29ページを御覧願います。

1款議会費、不用額の整理を行っております。

2款総務費、31ページの5目財産管理費の14節工事請負費、仮庁舎の解体工事として1億円、第2庁舎及び第3庁舎を解体することとし、繰り越しての事業を予定しております。解体にかかる費用につきましては全額震災復興特別交付税の措置を受けて行うこととなっております。24節積立金、公共施設維持管理基金として13億4,107万4,000円を追加です。今年度におきましても積立てということになっております。

32ページ、それから33、34ページは整理予算です。

35ページ、こちらも積立金です。まち・ひと・しごと創生基金500万1,000円を追加、先般新たな基金を設置することとして御提案をさせていただきました。企業版ふるさと納税の基金積立てということでございます。

続きまして38ページ、3款1項4目障害者福祉費19節扶助費1,693万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により短期入所の増加や支援内容の追加などにより不足した部分を増額するものです。

39ページの児童福祉費からは整理予算が続きます。40、41、42、いずれも整理予算です。

43ページは4款衛生費、こちらも47ページまで全て整理予算と御理解をいただきたいと思います。

47ページの5款農林水産業費、こちらもほとんど整理予算ということですが1点だけ51ページの3目漁港管理費の12節委託料362万円の追加につきましては、歳入でもありましたが、機

能保全計画の策定業務において事業量が増加したことに伴い増額となっております。

次が53ページ、6款商工費、全て整理予算でございます。

55ページ、7款2項3目道路新設改良の工事請負費1億536万9,000円の減額、こちらは横断1号線について社総交予算の付きが少なかったために減額となっております。

57ページ、8款消防費、こちらは整理予算です。

58ページ、9款教育費、こちらにつきましても整理予算ですが60ページの3目学校建設費の委託料、ここで名足小学校屋内運動場の設計費となっておりますが、今年度は基本計画のみを行い、実施計画は令和3年度で改めて計上することとして減額するものであります。以下、中学校費、社会教育費、それから64ページの保健体育費まで整理予算となってございます。

65ページ、10款1項3目漁港施設災害復旧費町単漁港施設災害復旧工事5億2,700万円の追加、漁港に使用することとしていた土砂について工法の見直しなどに伴って余分となる土を町有地等で保管する、処理するための費用となっております。

66ページ、10款2項1目道路橋梁災害復旧費14節東日本大震災道路災害復旧工事3,100万円の追加、町道上沢内線及び町道西戸線に係る単独災害復旧事業の増額であります。なお、財源については震災特交が充てられます。

それから11款1項1目町債償還元金が8,597万円の追加、利率見直しとして見込んでいたものについて借換えであったことから、歳入も合わせて増額しております。

それから67ページ、12款1項1目復興管理費22節過年度復興交付金返還金が44億4,426万8,000円、これが今補正が大きく増となった要因であります。交付を受けた東日本大震災復興交付金の余剰となるものの一部について、今年度予算で返還するものでございます。来年度も事業費の精算によって返還することを予定していますので、その点につきましてはあらかじめ御承知おき願います。24節積立金3億1,737万5,000円、主なものとしては区画整理事業及び津波復興拠点整備事業等の事業完了に伴う積戻し2億4,978万4,000円、それから土地の売払い収入分で6,759万1,000円、これを復興交付金基金へ積戻しするものでございます。

68ページ、12款3項1目農山漁村地域復興拠点総合整備事業と、それから69ページ2目漁業集落防災機能強化事業費、さらには71ページの4目復興地域づくり加速化事業のうちの漁港照明設備等設置工事、これについては不足する財源を増額をした上で来年度に繰り越して実施するという事業でございます。

最後に予備費であります。9億6,227万6,000円を追加し12億8,359万9,000円といたします。年度末に予備費を高額にするというのは一般的ではありませんけれども、漁港事業において

多額の前払い金を支払っておりまして、それに係る補助金自体が翌年度の歳入に入るという、いわゆる施越事業となっている部分が大きいため、令和2年度会計を赤字決算にしないための財源調整措置として予備費に財源を確保するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたが、これから質疑に入ります。ページ数をお示しの上、質疑に入ってください。質疑願います。ないですか。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 何点かと思いましたが2点ほどお伺いしたいと思います。

49ページ、一般質問でもお伺いしましたが町有林保育作業委託料などが減額されております。林業をこれから考えていかなければならないというような話をさせていただきましたけれども、町有林の保育作業というものがどういうものなのかということをお伺いしたいということと、大規模に伐採、皆伐して造林していくというやり方以外にというために大きい作業道を造っていくことも一つの可能性としてあると思うんですけども、一方、土砂災害であるとか自然災害にはそういったものは弱いというようなことも聞かれます。当町の林業におけるこういった町有林の保育作業がしっかりと災害にも耐えるような、森林の持つ機能というのは多面的でありまして水源の涵養であるとか、逆に土砂災害を抑えるというような効果もあるというふうに思いますが、それを損なうような作業方法になっていないかどうか確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

もう1つは、64ページに教育費の中で保健体育費体育振興費が2目にございます。減額はされていますし、スポーツ振興ということですのでイベントができなかつたりといった今年度のコロナ禍にある状況というのも多分に影響しているのかというふうには思います。ただ、こういうときだからこそ健康を増進していくという観点からも体育振興というのは一定の効果があるのかと思います。密になるような状況を作るというのはよくないと思いますが、そういう意味で体育協会への補助であるとか体育振興にお金をかけるということは一定程度意味があるのかと思いますが、今年度減額された要因であるとか、または体育協会、各種スポーツ団体への補助が減額になっていないか。その辺りをまず聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、1点目の町有林の保育事業というのはどういうものかというところでございますけれども、保育事業につきましては町有林の下刈ですとか、あとは除伐、衛生伐、保育間伐といったものを行う事業でございます。町の森林の施業計画に沿っ

て毎年計画的に行っているというものでございます。自然災害等における作業道、そういうたものはまた別事業で行っているというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 体育振興に関する減額に関して、議員おっしゃるとおり、このコロナ禍の中でなかなか事業に集中できないというか事業をほとんどできなかつたということもございます。それから体育協会の加盟団体についてもそれは同じことが言えておりまして、日々の練習は昨年の6月辺りから練習はできるんですけども、なかなか対外試合とかそういったことができにくくなってきた。各種大会もそれぞれ中止という形になっておりますので、全ての競技においてほぼ公式戦ができないような状況に追い込まれておりました。それで、我々の体育振興事業もスポーツ少年団、あるいは体育協会の加盟団体と同じようにそれを主催する立場でもありますのでそういった事業もほぼ中止に追い込まれております。こうした意味から体育振興費については減額という形を多少とさせていただきましたし、それから体育協会の補助金についても本来体育協会への補助金というのはほぼほぼ加盟団体に対する補助金、助成金でございますので、その補助金助成金についてもそれぞれの加盟団体が活動できていないという状況からすれば、当初予定していた補助金の減額ということも当然出てまいりますので、そういった意味で多少なりとも体育協会から加盟団体への補助金が減った分、我々のほうから体育協会へ支出する補助金も減っているということになります。以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 林業につきましては作業道とは別だということでありました。一般質問の中でも新しい取組であるとか、大規模にやる部分と小規模にやる部分が相互補完関係にあるので、そういうものを組み合わせていくと持続可能な林業経営ができるいくのではというような町長自らの答弁もあったと思うので、その辺り補正で今回減額ということではありますが、林業自体が縮小していくことのないように新しい取組というのもしっかりと目を向けていっていただきたいというふうに思います。

体育振興費のほうなんですかけれども、もちろん活動できていない、大会が中止になる、そうすれば遠征もできないというようなことはあると思うんですが、町内の各種スポーツ団体は存続はしていかなければならぬと思いますし、会員であるとかメンバーの活動に補助していくというものまで縮小してしまったのでは団体自体が立ち行かなくなっていく、そこまで補助金一つで追い込まれるかどうかというのは分かりませんけれども、スポーツをやりたい、

みんなで集まりたい、けれども集まれない。けれども団体は維持していきたい、来年度コロナが収まつたらみんなで一緒に活動したいというふうな思いを持っている方々にとって今年度入ってくるはずだった補助金が全然入ってこないということになったのでは、町は冷たいね、随分という印象は持たざるを得ないのかと思います。その財源、どうしても減額せざるを得なかつたのか。また、体育協会に加盟している団体さんたちには事前に、すみません、今回は補助金減らしますのでというような御相談があつたのかどうか。その辺り、しんしゃくしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） それぞれ活動できていない体育協会加盟団体につきましては、議員おっしゃるとおり余りこれまで補助金の減額ということはしてこなかつたんですが、しかししながら、震災後特に、例えば体育協会の加盟団体の中には全国の同じ種類のスポーツ団体からの寄附金であるとか、それからそもそも活動ができなくて補助金がたまっていたりとか、繰越金が異常に多い団体が実はございまして、その繰越金が多い団体について我々補助金を支出する側からすればそれは見過ごすことはできませんので、全く出さないということはほぼないですけれども金額を一定程度減額をさせていただいた。それはもちろんこちら側から勝手にそういうことをしたわけではなく、それぞれ上がつてくる申請書の収支決算、予算案がついてまいりますからその中身を見ながら話し合いの中でこれぐらいだったら減らすのもしようがないということであるとか、あとはよくあるパターンが会計をやっていはれぞれの方がこのまま何もしないでお金が積まれていくのがこれは逆に申しわけないと思つてはいたということとか、様々な状況がありますのでほぼほぼ活動している団体については繰越幅はそんなに多くないんですが、中には大きく繰越金があるという団体については話し合いの上でこのままでは我々としても補助金を出し続けることが難しいので何年かけて繰越幅を減らしていきましょうということで補助金の減額に応じていただいているというケースはございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 体育振興費、分かりましたといいますか聞いていた話と大分違うというところがあるんですけれども、もちろん補助金出す方からすれば出したのに使わずに積まれていくということで活動しているんですかという話になるので、それはもちろん話し合いの上で減額していくなりお互い双方納得ずくでの話ならそれはそうかなというふうに思いますけれども、一生懸命活動していますけれども減らされましたというふうな事例を聞いたも

のですから、何かそういうことがあるのかと思ったんすけれども、各団体としっかりと会計の人なのか理事長なのか理事なのかという責任者の方とお話し合いをして、双方納得の上で今回の減額に至ったというところだけ確認しておきたいと思いますが、その認識で間違いないですか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） それぞれ納得をしていただいた上での決定にさせていただいておりますので、嫌だというようなお話があれば再度話はさせていただきたいというふうに思いますが、いずれ、年度末になっておりますので来年度以降の話し合いという形になるかと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開をいたします。

議案第47号令和2年度南三陸町一般会計補正予算の質疑を続行いたします。

質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。何点かお伺いいたします。

31ページです。財産管理費の中の14工事請負費1億円、仮庁舎解体工事あります。解体するわけですけれども、この話が昨年から出ておりましたけれどもその利用の仕方、解体することは簡単なんすけれども、その間どこの業者なりともそれを使いたいという、借りたいというような話がなかったのか。また、別な使用方法を考えていなかつたのか。その辺、お伺いいたします。

それから36ページの総務費戸籍住民基本台帳費の中の負担金補助交付金で144万9,000円、通知カード個人番号カード関連事務費交付金とあります。今年度末に来て事務費不足ということなんすけれども、通知カードの動向とこれをどのような人に使うのか。その辺、先ほど説明なかつたので御説明願います。

それから65ページの漁港施設災害復旧費の中の14工事請負費5億2,700万円、町単漁港施設災害復旧工事、先ほどの総務課長の説明ですと余分残土の購入ということの御説明でしたけれども、その内訳をお伺いいたします。

69ページ、農村漁村地域振興基盤総合整備事業費の中の18負担金補助及び交付金535万2,000

円の支出がありますけれども、実績による負担金なのか。今500万、500何がしという額なので、これもお伺いいたします。

最後になります70ページ4目の都市公園事業費で7,926万円の減額でございます。都市公園整備事業業務委託料の減額ですけれども、これは見込みが甘かったのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 第2庁舎、第3庁舎解体に係る分としまして利用方法がどういったものか、あとはそれを使いたいという業者があるかという御質問ですけれども、今のところそういう話は伺っておりません。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 70ページ都市公園費でございます。先ほどの議案の42号でも御説明したとおりでございます。精算に伴う減ということでございます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 36ページの通知カード番号カードの関連事務費交付金なんですが、現在の2月末時点での交付率22.9%でございます。当初の予定から交付率が、交付件数が高まったということで、その部分の事務費が増えたというふうな、交付金が増えたということでございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 69ページ、18節負担金補助及び交付金の535万2,000円でございますけれども、これにつきましては県営事業の全体事業費が6,690万円ですけれども、この全体事業費の8%を負担するというふうなことで毎年決められている負担金でございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 65ページ、漁港施設災害復旧費町単漁港施設災害復旧工事でございますが、主に高台造成で発生いたしました土砂を一時仮置きしております。それを漁港、防潮堤等で使用いたしますが、全体で約21万立方メートルほどございます。そのうち、今後使用見込みが約半分10万5,000立方メートルということで、残ります10万5,000立方メートルを処理する費用でございます。ただし、個人の方の土地をお借りして一時的に仮置きさせていただいているが、そのうち6割から7割ぐらいの土地が元農地であったということで、今後地権者の方々の御意向を確認した上でもし表土部分を耕作に適した

土でもって返還するということになりますとその分を上積みいたしまして処分費とその入替え費で約5億円ということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今の残土の関係ですけれども、残土、この間の現場確認のときも残土が出てそれが余るということをお伺いしました。今お伺いすると借りていた農地に復元するのに使うので、その表土を含めた額だというんですけれども、5億2,700万円ですけれども、どう考えても大きい額ではないかと思われるんですけれども、農地だけだとそうしないのではないかと思うんですけれども、ほかに漁港に使うのであれば何も表土でないからいいんすけれども、農地の表土に使うのに5億2,000万円、ちょっとかかり過ぎかと思うんですけれども、その辺、もう少し詳しくお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、現在21万立方メートル仮置きしておりますが、使用いたします土が約10万5,000立方メートル、残土が10万5,000立方メートルというふうにお答えしました。その残土を搬出いたしますのに距離によって運搬費がかかってまいります。したがいまして、大体歌津地区ですと平均いたしますと搬出に約1立方メートル当たり3,500円、それから志津川地区ですと約5,000円というふうに見込んでおります。歌津地区では約2万4,000立方メートル、志津川地区でも同じく約2万4,000立方メートル残土が発生いたしますので、それぞれの処理費用が約1億円と1億2,000万円程度ということで、両方合わせますと約2億4,000万円必要となります。それに加えまして、先ほど申しました表土の入替え、これにつきましては土砂を搬出した上で元お借りしていた土地の高さに戻した上で表土を約30センチメートル置き換えるという想定をいたしております。それでいきますと、実は表土は購入することになりますのでそれが単価が1立方メートル当たり約3,000円ほど必要になってくる。しかも、購入に際しましては運搬も必要になってまいりますので、そこで置き換える単価というのが、お借りしている土地の場所にもよるんですが、意外とこれが結構かかりまして、安いところですと3,000円程度、それから高いところになると1万円を超えてくるというそういう積算になってまいります。したがいまして、それらを両方合わせますと大体置き換えが2億5,000万円ということで、両方合わせますと約5億円になる、そういう積算をいたしております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 各漁港ですと漁港の工事の中にその土の分も含まれるからいいんですけど

れども、今お伺いしていると置いていたところの分のということなんですけれども、場所はどこどこ、何か所なるのか。かなり高額な単価になるので、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 南三陸町全体では21か所に分散して仮置きをいたしております。歌津地区では8カ所、面積で約5万6,000平方メートル、志津川地区で11か所、面積で約4万7,000平方メートル、戸倉地区では2か所、面積で2万4,000平方メートルでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 3点、お伺いしたく思います。

まず1点目が25ページ、財産収入で不動産売払い収入移転促進団地売払い収入3,876万1,000円、一般公募での団地の売払いがあったということですがこの面積、何平方メートルで何件あって合計何平方メートル、そんな感じでお聞かせいただければと思います。

それから2点目が63ページ、生涯学習センター管理費ということで委託料が4つありますが、いずれも整理ということでマイナスになるんですけども、基本的に業務内容、それから管理内容、詳細まで分かっていませんが、基本的にこれら固定費だと思うんです。固定費なのになぜこの期末になって減額整理するのか。固定費であるのであれば契約した時点で補正されてもいいのかなというふうに思うんですけども、その辺りのいきさつもお聞かせいただければと思います。

3点目ですけれども、71ページ、復興地域づくり加速化事業費で八幡川西側環境整備工事6,300万円、この補正の内訳をお聞かせいただきたいと思います。以上、3点です。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 移転促進団地の売払い収入の関係でございますけれども、今年度、令和2年度として16件の申込み契約ございます。1区画大体100坪、330平方メートルでございますので16区画分として5,280平方メートルとなります。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 生涯学習センターの管理費委託料についてでございますけれども、当初の契約の時点で補正してもいいのではないかということですが、途中でもしかすると契約変更なり追加の物件が出る可能性がありますので12月なり3月なり、そういったところで整理予算をさせていただいたというところでございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 八幡川西側につきましては、土砂等を流用土等を使ったということございまして、その分の減額ということでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） まず土地売払い収入のところですけれども、この1年間コロナということで大都市圏から地方に来られる、そういう動きが全国的にあるかと思います。この16件のうち、そういった方々がいたのか。コロナ関係で都会から南三陸町に来たという人がいたのかどうか。もし分かるのであれば教えていただきたく思います。

それと生涯学習センターの管理費のところなんですけれども、そういう変動があるだろうということでは分かりました。固定費ではなく、この数字見て思ったのがこれもコロナ関係で生涯学習センターの利用頻度が下がったからこういった減額があったのかというようなことを想像したんですけども、そういうことはなかったのかどうか。固定費に加えて変動費としまして光熱費などもあるかと思います。そういった光熱費などは特に補正する必要がないのかどうかもお聞かせいただきたく思います。

八幡川西側環境整備工事ですけれども、土砂の流用土利用ということですけれども、数量がもし分かるのであれば教えていただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 今年度、16件分の契約の中でコロナ関係というような形の事由で申込みされた方はございません。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申しわけございません。手元に具体的な数字を持ち合わせてございませんので、後ほどお知らせをしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） この委託料につきましてはコロナの利用者減少の反映というのは特にございません。しかしながら、光熱水費については多少なりとも減少幅はあったんですけども、そもそも当初予算の段階でぎりぎりの状況で予算をいたしましたので、昨年度から比べれば100万円ほど落とした形で予算とっておりましたのでちょうど予算に見合った形の支出というふうになったわけですから、補正はないということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 49ページ、農林水産業費の中で委託料素材生産代行委託料かなりの額あります。整理予算だからどうのこうのという話もありますけれども、何でこれぐらいになっ

たのか。理由等々をお聞かせください。

あとは55ページの土木費の中で工事請負費、先ほど町道新設改良工事ということで何か横断1号線という言葉も聞こえたような気がしましたんすけれども、この辺の横断1号線は一日も早くという同僚議員も一般質問でやっていますがこの辺の、これがイコールそこのあれだということは申しませんけれども、こういう補助事業等とはこうなってこうだということを改めてお示しいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 55ページ、横断1号線に関して、すみません、数字が正確ではないかも知れませんが、今年度約1億3,000万円ほど要望させていただいてございましたが、実際に割当てされたのが約600万円ということでございますので、本来やりたかったんですがその分の差額分を一応減額をさせていただいているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 49ページの素材生産の代行委託料の減額の理由でございますけれども、端的に言いますと今年度事業費に関して国費の配分が予定額の約半分しか来なかつたというところが原因でございます。理由は県全体で見ますと台風の影響もあって作業道の搬出できなかつたというふうなこと也有って、繰越事業が多かつたというふうなところでございます。まず繰越事業を優先にやってくださいというふうな意味であるというふうに解しておりますけれども、当町の場合、入大船沢地区の72.88ヘクタール、これが次年度に繰り越しになつたというふうなところです。以上です。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 素材生産でも補助を当てにしてやっているもので、なかなかそちらのほうが来ないとできないのは分かります。入大船沢分が延期になった、台風19号の関連もあるということになります。その辺は分かりますけれども、そういう補助金頼みの政策なもので致し方ないんだなと理解しますけれども、金額だけこういうふうに出てくるといいやいや一体何だろうなど。要は、計画時点できちんと甘かったとかそういう視点で捉えなければならぬのかなという思いもしますので、あえてこういうふうに質問をしてきました。補助事業だから、来年度は多分そんなことで環境も変わってくるので、そういうようなことでやれると思うので、鋭意努力していってほしいと思います。

横断1号線に関わらず全般にわたってこうだと思うんです。1億3,000万円の要求に対して600万円、要は出すほうも出すほうですよね、はっきり言って。そちらの方々にすればどんな

理由があるか分からぬけれども必要性というかそういうのを重要性を全然認識していないんだとそういうふうに捉えます。こういうふうな数字が出てきますと、私どもにとっても一体何なの、皆さん努力足りないとは言いませんけれどもいろいろなことでまだまだ努力していただかなければならぬのかと思います。町道全般にわたっても起債も起こしますよね、起債。その関係はどうなんでしょう、こういうふうになってきて事業できなかつたというときに多分毎年というか事業に応じたある意味町負担分ということであると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず補助金の関係でございますが、どうしても時期的に要求しまして内示が予算要求の後ということになってしまい、その辺は御理解をいただきたいと思います。なお、議案の中でも御説明をさせていただきましたが、何とか予算確保に尽力したいと考えてございますので御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず16ページ、たばこ税について伺いたいと思います。440万円増ということで9,000万円の大台に乗ったわけですけれども、そこで伺いたいのは納税者の受益感というんですか、そういったものを還元する必要があるのではないかと思いますので、例えばFSCなどを活用した喫煙ブースなどを設けるとかそういったことはできないのか確認させていただきます。

次に第2点目、31ページ、財政調整基金の運用の利息などその下も出ていますけれども、ゼロ金利の今の時代にすごいというか金額が出ているんですが、基金運用の確実性というかそういうといったところを伺いたいと思います。

48ページ、松笠屋敷の屋根の補修400万円の減となっていますけれども、その内訳を伺いたいと思います。例えば、カヤの以前ついていたとり下ろしカヤが何か施設内に積み上げられているようですが、そういう費用分の減なのかも確認もお願いしたいと思います。あともう1点、松笠屋敷に関してはシルクフェスタが先日あったわけですけれども、私その前も行って確認したんですが、そこで伺いたいのは松笠屋敷の正面玄関前のサザンカの木があったわけですけれども、面影のあった枝ぶりがまるで虐待刈りみたいになっていたものですから風情の大切さとかそういうところの考えはどのようになっているのか伺いたいと思います。

48ページ、汚染牧草の処理、約1割の110万円の減となっていますが、これは今年度で終了

なのか。もし、次年度も残している分があったのなら今年度での全体からする処理の進捗率というんですか処理、どれぐらい処理されたのか伺いたいと思います。

66ページ、小型ポンプ車の購入の67万円の減とあります、そこで伺いたいのは県内ほかの町村で消防団の方が操縦するローンを活用した消火活動も行われているというようなニュースも聞きましたが、当町では今後いろいろな局面を想定してローン等の活用をしていく考えというかそこがあるのかないのか伺いたいと思います。

最後、68ページ、戸倉追悼の場300万円の減とありますが、その内訳。あと、関連になるんですけれどもその近くにあった大きなモアイ、たしかさわやか公園にあったものだと思うんですが、それが先日行ったら粉々になって壊れていきました。モアイを壊した事業というかあるのか事業名、そしてまた壊した理由、そして壊した予算というか金額幾らぐらいかかったのか。その点、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 16ページから。総務課長、これはどこの課ですか。たばこ税はどこ課ですか。

暫時休憩します。

午後3時03分 休憩

午後3時04分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

町長。

○町長（佐藤 仁君） たばこ吸う者として答弁させていただきますが、増額になっているのは多分10月にたばこが値上がりしました。その関係で増額になったというふうに思います。今たばこ吸う場所も外ということで大変環境的にもよくないということで、何とかJ.T.のほうにお願いしてというお話をもっていたんですが、なかなか進まないということですので、吸う人の権利も守ってやるということも大事だと思いますので、今の御指摘の部分については珍しく私は賛成をしたいなというふうに思っております。いつやるかはともかくとして、どこか吸う環境を作つてやるというのも大事だというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） 基金の運用につきましては公共施設維持管理基金を中心に当面、取り崩し予定のない基金については運用を図つていてこのような実績になっているという状況です。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それではまず48ページの松笠屋敷の工事請負費の400万円の減額でございます。入札差金なんですけれども、議員お話しされたように使わなくなったカヤを一画に置いております。大量にあるんですけれども、これは捨てているわけではなく次期指定管理者のほうでカブトムシを養殖するということで、それを使って今後の図書館の交流事業に役立てたいというふうなことで、そういった意味でそういった処理費が浮きましたので400万円の減額になっているというふうな内容でございます。

あと、正面玄関のサザンカでございますけれども、大変申しわけないですが、これは指定管理業務の中の管理の部分でございますので私は分からなかっただんすけれども、後で確認をさせていただきます。

あと、同じく汚染牧草の処理でございますけれども、これはこの減額の理由に関しましては面積がなかなか石礫等出て予定の面積とれなかったというふうなことが、いずれにしても8トンが6.8トンになったということで大した差ではないんですけども、いずれ今年度で終了の事業ではなく担当課としては現在300トン弱の汚染牧草がございますので、それは何年かかっても処理をしていきたいというふうに考えております。進捗率としては7%とか8%の状況でございます。ただ、来年度に関しましては20トンを予定しているというふうな状況です。

○議長（三浦清人君） 66ページのドローン。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ドローンの活用の中で消火ということの御質問でよろしいでしょうか。先進的な技術の中でそういったものの研究もされているんだろうと思います。実用化されれば町でも検討していきたいと思います。もう1回お願ひします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 68ページの戸倉の追悼の場の関係の御質問ですが、戸倉公民館の手前に以前398沿いのさわやか公園に置いてあってモアイ像を、あそこに一時的に運び入れていた経緯はちょっと何とも分かりませんが、最終的にあの一体整備している関係で戸倉地域のコミュニティーにあのモアイ像どうしますかというお話を、相談をさせていただいたところ、穴も開いてつぎはぎだらけ状態になっているということで解体してほしいというお話をされましたので、あのモアイ像は今回の工事に変更増という形で解体をしたところでございます。なお、解体費につきましては建設課長のほうから答えさせます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申しわけございません。今の解体費の詳細までは今持ち合わせ

てございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） たばこ税のこの件では町長の答弁いただきましたけれども、そこで再度伺いたいのは先ほど環境と言いましたけれども、庁舎内というか庁舎外の見た目の環境も少し重視していただく必要があるのではないかと思います。そこでパイロットというか実験的にそういういったベースを設けて、そこからあと町内各所に広げていく、そういう方法もし予算等とれるんだったらせっかくのFSCで造った庁舎、そういういった関連性を持たせる必要もあると思うんですが、その点再度伺いたいと思います。

財調の資金運用に関しては確実な方法だということで分かりました。

松笠屋敷に関してはただ捨てられたのかと思って心配したんですが、そこで課長もしお分りでしたら管理先の方たち、いろいろ構想しておられるようですがそれとも大体今カブトムシ1匹幾らぐらいで売れるのか。もしそこをお分りでしたら伺いたいと思います。サザンカの件なんですけれども、私シルクフェスタの前、かやぶきがしっかり立派になったということで行ってみたらちょうどあの木の部分に足場が渡っていて多分、本来少し工夫すればあの枝は多分残ったと思います。それをぶつけみたいに足場渡したので木があったものをそれを全部虐待したという形になったので、今後せっかくあれほど立派にできたものも先ほども言ったように屋根だけではなくそこから見た形の風情みたいなのも今後管理の方たちといろいろ検討していっていただきたいと思います。

汚染牧草に関してはまだ始まったばかりということですけれども、課長の答弁では来年は少し多めに20トンということですけれども、おおよそ福島と違ってこちらは先の見えている数なので大体何年ぐらいで処理をするか地元の方たち及び町民の方たちも関心があるようですので、もしお答えできなければいいんですけれどもある程度の計画を示すべきだと思います。

小型ポンプへのドローンなんですけれども、私ニュースで偶然見たのはドローンを小型ポンプの上に置くポートみたいなのがあって、それを女の職員というか消防団の方みたいな方が操縦してドローンで消すのではなく、例えば前回の在郷の山火事等とかでもドローン飛ばせる状況だったらそこで確認できて一旦行ってから無線とか連絡つくんでしょうけれども、そういういった形で都会だったらドローンがあれば渋滞して行けないところをどのような状況だということで確認ビジュアルができるんでしょうけれども、ただ、当町でもこの前のような火事というばやがあったものですから、今後そういう形で一刻も早い完全な消火活動できるのではないかと思いましたので検討のほどができるかどうか、再度確認させていただきます。

追悼の場に関しては、地区の方たちの総意だということで分かりました。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今副町長にいろいろお聞きなんですが、昨年の当初予算で設置というこ
とで考えたんですが、健康増進法の施行以来喫煙者に大変厳しい状況でございまして、受動
喫煙を防がなければならぬということで予算を落としたということがございまして、なか
なか設置場所等含めて難題なそうでございまして、そこは我々もしっかりとその辺を検討せ
ざるを得ないというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） カブトムシなんですけれども、私今1匹幾らで売れるかという
のは分からぬんですが恐らく大きさによって桁違いの金額で売れる可能性あるんですけれ
ども、いずれこれは畜養というか養殖なんですが、商売するためだけではなくひころの里に
行けばカブトムシがいるよとかクワガタがいるよというふうなことでの子供たちの交流の場
というふうなことで考えていただければと思います。サザンカにつきましては現場も確認し
ながら新しい管理予定の管理者と協議をさせていただきます。

汚染牧草に関してはできるだけ早く処理をしたいというふうに考えているんですが、こ
の処理に当たっては地元の住民の方々の御理解が必要でございますので、例えば何年か実績
を踏まえてもう地域住民の同意を得なくとも大丈夫かなというふうな判断できましたら一斉
にできれば早く処理できるのかなとは思うんですけども、そこまではもうしばらくかかる
のかなというふうに考えています。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 消火活動へのドローンの活用という部分について、私も承知してお
りませんでしたので情報収集してみたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 51ページの2目18節補助金、ここに2項目あるんですが丸々減額とい
うことありますが、このうちの漁船運搬整備事業はその中身はどうなっているんですか。

それから52ページ5目の10節、サケマスの資源維持対策費がありますが、今大変な時期にあ
るんだろうと思います。66万円の減額ということありますが、できれば増額して対策に當
たっていただきたかったという思いもあるんですが、この状況はどうなっているのか。そし
て、今後の計画というものをどのように考えているのか。

それからもう1点、67ページの地域復興費18款、ここに水産業の従業員宿舎整備事業、これ

があるんですがこれも丸々減額ということはなかったのかどうか。それで、現在水産業に関わる従業員確保というのはどのように、どんな状況にあるのか、その辺。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず1点目の51ページの18節漁船運搬設備整備事業でございますけれども、これは前回の補正予算で陸闊の幅が狭いので運搬の台車の整備でございます。それで、今年度歌津地区の契約会のほうから2台申請ございまして支出しているところでございます。1台目がたしか上限40万円で2台目が25万円、3台目が15万円というふうな内訳だったと思うんですけれども、現在補正予算でこれは270万円とったんすけれども2台分で65万円ということで、これは来年度も何台か分予算措置をしているというところで継続で行いたいというふうに考えております。

52ページのサケマスの維持対策費の需用費でございますけれども、これはふ化放流事業での光熱水費でございますので予定数量の稚魚、卵が確保できなかつたということでの、それに伴つて光熱水費が減額なつたというふうなところでございます。具体には今年度、卵が350万粒確保しております。本来であれば1,000万というふうなところでございます。

67ページの水産業従業員の宿舎整備でございますけれども、これに関しては今年度最終の補助事業でございます。これまでたしか7事業者が申請をして補助金を受け取つて、今年度も当初に関しては1社予定はしておつたんすけれども、年度途中で宿舎作らないというふうな手を下した関係上、今回減額としたというところでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 運搬整備事業、そのほかにもいろいろあろうかと思いますが来年度、そしてまたまだ防潮堤が完成していない地区もあるわけです。その都度に完成してくれれば恐らく出てくるのかと思つますので、それに対応してください。

それからサケマスですけれども、今後の計画という考え方は今答弁なかつたんだけれども大変厳しいんだろうと思います。今年も恐らく、今年度も恐らく施設は片方使つていなかつたのかと記憶しているんですが、この事業の今後の継続並びに施設の利用というものを今考えがあるかないか。それから水産業ですけれども、今年度でこの事業終わりということあります、その確保状況を聞いたんです。水産関係のあの人たちの従業員の確保状況はどうなつてゐるか、もし分かっていればお答え願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず台車の関係につきましては、今後継続して事業を継続、予

算を確保していきたいというふうに考えております。

サケマスでございますけれども、これにつきましては町がふ化放流をして放さないと戻ってこないものでございますので、今後とも町として継続してこの事業は行なわなければならぬというふうに考えておりますし、そのための施設整備をしておりますのでそこは今後とも継続するということです。

従業員の確保でございますけれども、各水産加工業者で主要な大きい加工業者に関しましてはほぼほぼこの補助金を使って従業員のアパートを建てております。1社大体10人から15人ぐらい確保しておりますので、全体として100名ぐらいは確保済みであるというふうなところで、あとコロナの関係でなかなか出入りのほうが今苦慮しているというふうな話は聞いておりますけれども、今回予定していた企業が下りた中で、補助金としてもったいないでほかの業者にもPRしたところだったんですけども、手を挙げるところがなかったということは充足しているのかなというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 私のほうから水産加工業者の外国人の関係のほうを答弁させていただきますと、令和3年の2月の現在で町内の事業所で受け入れている数が約111名ございます。その後も受け入れるというようなお話を伺っていますが、状況といたしますとコロナの関係で行ったり来たりという部分が若干手続に時間がかかるというような状況は伺ってございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 最後に1点、この事業終わりだということで、例えば今後事業が終わつたものに要望する企業が出てきた場合に、どのような対応を考えていますか。考えていませんか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 要望あった場合はできるだけその要望にお応えしたいというふうには考えております。ただ、それが町単費というわけにはいきませんのでそこはほかの国庫補助事業等を使ってできるだけ、恐らく補助率というのは悪くなるはずなんですけれども、それでもというふうな事業所あれば前向きに、恐らく事業規模ですか経営状況というふうな部分は厳しく見られると思うんですけども、そういったところがクリアできて今後成長見込みというふうな部分であればそこは積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1件だけお聞きします。53ページ、6款の商工費商工振興費ということ
でコロナ対策として町民に大変好評だったてんこ盛り商品券、これが2月いっぱいで使用が
禁止され、今商店から換金の申込みがあると思うんですが、てんこ盛り商品券の現状という
か2月末でまだ商店から換金の例えは額とか申請がないんですけれども、大体どれぐらい残
ったというふうに町では把握しているのか。その辺、分かっていたら教えてください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） てんこ盛り商品券、お答えさせていただきます。

てんこ盛り商品券につきましては全てで1億5,000万円、今現在でまだ未換金というか町に
請求來ていないのが250万円ぐらいだったと思っています。いずれ、今月中の事業者からの請
求になりますので、最終的に幾ら残るかは何とも申し上げられない状況です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の課長の説明聞くと大体町民が買い求めたてんこ盛り商品券、大体こ
れから換金の申込みがあると思うんですけども、250万円が残っているということはもう9
割以上が大体町民の方が使ったという現状だと思いますので、私は心配していたんですがよ
い結果が出たということで喜んでいます。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。3番佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 私のほうから2点ほどお伺いします。

31ページ、委託料について。前回の説明だと仮設庁舎の設計委託料は内部の関係で委託料が
発生するというような説明を受けたと思います。そこで減となっておりますが、今回は工事
請負費1億円が出ています。この中に解体料の設計が含まれるのかどうか。それとも設計が
なくて解体ができるのか、その辺お伺いをしたいと思います。

それから2点目は48ページ、先ほど出てきました4目の畜産業費汚染牧草の件なんですが、
昨年実施したところ大変なにおいが出たという苦情が、多分役場のほうに入っていると思
います。それで、できれば山里離れたそういうところで実施していただきたいとこう思います
けれども、その辺考えているかどうか。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 仮設庁舎の設計業務委託料の件でございますが、こちらについては入
札の執行残分を減額しているものです。ですので、今1億円の解体工事としておりますけれ
ども、こちらのほうはあくまで工事分だけというような形になります。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 汚染牧草の処理でございます。においが出たというのは承知しております。来年度予定地につきましては山里離れた場所を予定しております。いずれ、放射線、あとにおいというふうな部分の住民の理解が大切になってくるというふうには認識しておりますので、事業の際には気をつけてやっていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そうすると、解体設計料というものは解体業者が設計をするものかどうか、その辺お聞きしたいんですけども。それとも、一般的な設計の方が解体の設計委託をやるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 解体の設計に関しましてはもう委託業務完了しております。それに基づいて今回1億円という解体工事費を計上したものでございます。

○議長（三浦清人君） 解体業者と設計業者同じかという質問。

○管財課長（阿部 彰君） 工事に関しましては次年度の入札という考えでおりますので、今の方、現在としては業者のほうは分かっておりません。

○議長（三浦清人君） ほかに。ないですか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号 令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第48号令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第48号令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入において決算見込みによる国民健康保険税県支出金等を、歳出

においては保険給付費、保険事業費等を計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは議案第48号令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について細部説明させていただきます。

78、79ページの第1表の補正予算書を御覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,779万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ20億1,753万円とするものでございます。昨年同期の補正後の予算額と比較すると率でマイナス4.18%、額にして8,801万7,000円減となります。

今回の補正は歳入では国民健康保険税及び県補助金等が減額となる見込みであること、また歳出では保険給付費及び保険事業費等が減額となる見込みであることなど、現時点で見込み額が確定したものについて所要の補正を行うものでございます。

詳細については事項別明細書で説明させていただきますので、81、82ページをお開きいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 税務課長、もう少しゆっくり丁寧に。ただ字を読めばいいというものではないんだから。皆さんに納得してもらうような説明の仕方をしてください。

○町民税務課長（阿部明広君） 失礼しました。

それでは、まず歳入から見ていきます。

81ページでございます。

1款の国民健康保険税は被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症による保険税減免等の歳入見込み額がほぼ確定したことによる減額でございます。予算額3億7,984万6,000円は前年同期との比較でマイナス5.85%、2,361万3,000円減です。

3款の国庫支出金は国保オンライン資格確認対応システム改修委託補助金187万円と新型コロナウイルス感染症による国保税減免相当分の補助金の概算額915万1,000円の追加でございます。補正後の予算額1,102万1,000円は前年同期との比較で1,102万円の増でございます。

4款の県支出金は普通交付金2,570万2,000円の減額と特別交付金110万4,000円の増額で、差引き2,459万8,000円の減額です。補正後の予算額13億5,922万2,000円は前年同期との比較でマイナス5.05%、7,230万2,000円減でございます。

6款の繰入金は保険基盤安定繰入金281万4,000円と保険者支援分79万2000円の増額、出産一

時金196万円と事業繰入金187万円の減額で、差引き22万4,000円の減額です。補正後の予算額1億4,471万4,000円は前年同期との比較でマイナス4.81%、731万7,000円減でございます。

8款の諸収入は保険税延滞金12万円、第三者行為給付返納金410万1,000円の増額です。補正後の予算額426万8,000円は前年同期との比較で406万1,000円増でございます。

続いて、82ページの歳出を御覧ください。

1款の総務費はオンライン資格運営負担金の開始による10万円の増額です。補正後の1款の予算額2,802万9,000円は前年同期との比較でプラス10.52%、266万8,000円増でございます。

2款の保険給付費は1項の療養給付費2,160万円の減と4項の出産育児諸費294万円の減等で合計2,454万円の減額です。補正後の予算額13億2,061万円は昨年同期との比較でマイナス5.33%、7,446万4,000円減でございます。

5款の保険事業費は特定健康診査等事業費330万円、保険事業費200万円の減額等で合計530万円の減額です。補正後の5款の予算額1,362万7,000円は昨年同期との比較でマイナス49%、1309万3,000円減でございます。

9款の予備費は歳入残部分に係る財源調整になります。

以上で補正内容の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは87ページの特定健診等の事業費、これで330万円の減額になっております。これは例年どおりの数だったのか、またコロナの関係で人員的に減になったのかその辺。それからその下の保健事業復旧費の中の人間ドックのほうで150万円、脳ドックで50万の減額なっております。これも併せて人数が減ったかと思うんですけども、その主な要因をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ただいまの御質問ですけれども、まず特定健康診査等の減額なんですかね、これまでのところ実績38.8%ということで去年40%だったんですけども若干少なくなっている部分につきましては、コロナの影響があるのかなというふうに考えているところでございます。

それから人間ドック、脳ドックなんですが、人間ドックにつきましては50人ほどの予定だったんですけども10人の受診、それから脳ドックにつきましては90人の予定に対して44人ということで、こちらもそういった影響があるのかなというふうに考えているところでござい

ます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） このコロナの収束がまだ続くのかなと思われますけれども、高齢者がどんどん増えてきます。そういう中で健診というものは特別必要で病気を早く予診するということにもつながりますので、ここを重点的にこの辺の健康診断、これをやっていただきたい。併せて脳ドック、それから人間ドックも同じことで、今回は若干減っているようのがコロナの影響もあったのかというただいまのお話の中から推察されますけれども、次年度、新年度はもう少しPR工夫してなるべく受診を多くしていただくような工夫をしていただければありがたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 人間ドックにつきましては、現在40歳から74歳まで対象になっているんですけども、来年度につきましては少し拡大して35歳まで広げて募集してみようかなというふうに考えているところでございます。それから受診しないところなんですけれどもアンケート調査、今年県全体の部分でとったんですけども、受診しない理由に30%の人が自分の健康に無関心であるというふうなところがございますので、この健康無関心層に対してどういったアプローチができるのか保健福祉課と一緒に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） その要因が自分の健康を余り重要視していない人たちが多いというようなことなんですけれども、それも課長の答弁で保健福祉課という言葉が出ましたけれども、その要因を払拭するような指導、町民に対する普段からのPR、指導が大切だと思います。一番は自分自身の健康が一番ですので、その辺を重点的に今後も施策として考えて位置づけてやっていただければありがたいと思います。以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号 令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第49号令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第49号令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入において決算見込みによる後期高齢者医療保険料、繰越金等を、歳出においては広域連合納付金等を計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは議案第49号令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について細部説明させていただきます。

91、92ページの第1表の補正予算書を御覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,134万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億4,634万円とするものでございます。補正後の予算額を昨年同期と比較しますと、率にして3.6%、5,097万円増となっております。

詳細は事項別明細書で説明させていただきますので、94、95ページをお開きいただきたいと思います。

まず94ページの歳入でございます。

1款の保険料は歳入の見込み額がほぼ確定したことによる増額でございます。

3款の繰入金は保険基盤安定負担金の額が確定したことによる減額でございます。

4款は繰越金が確定したことによるものでございます。

95ページの歳出です。

1款の広域連合納付金は保険料見込み額の追加と保険基盤安定負担金の額の確定による増額でございます。

3款の予備費は財源調整でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。7番及川幸子君、手を挙げるとき、声を出してはっきりと。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何か私だけでちゅうちょするんですけれども、私も後期高齢議員なものですからせっかく後期高齢のほうでは各市町村から手挙げて補助事業などもやっております。先ほど国保のほうで課長言われましたけれども、自分の健康に無関心だという人が多いと言われましたけれども、こういうところにその補助事業を持ってきて保健福祉課と連動しながらそういう食事とか運動とかそういうことのPRなどもいいのかなと思われますので、ぜひ手挙げしてそういう助成を受けていただければと思いますので、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 御意見賜りました。多分後期高齢の会計自体は必要なお金を集める会計でございますと思っておりますが、議員の御指摘につきましては一般の事業のほうでできるだけ反映してまいるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 平成2年度の予算でも総額で2,000万円となっておりまして、8か9市町村が手挙げしてやっております。多いところで200万円とか500万円とかそういう金額でやっておりますので、何とかうまくそういうのを利用して実施実現していただけると非常にありがたいと思う。町民にとってはありがたいことだと思いますので後期高齢のほうの事業ですよ。はい、お願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 7番、平成2年というような発言ですが。7番。

○7番（及川幸子君） すみません、令和です。失礼しました。令和2年度、その前からやっています、この事業は。四、五年続いてやっていますので、去年の総額で2,000万円なので、はい。お願いします。

○議長（三浦清人君） いいですか。（「はい」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日はこれから議会運営委員会もあります。これにて延会することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、15日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後3時49分 延会